

第4期横瀬町障がい者計画  
第5期障がい福祉計画  
第1期障がい児福祉計画

(平成30～32年度)

すべての町民が  
ふれあい ともに生きる 心豊かな地域づくり

平成30年3月  
横 瀬 町



## はじめに

障がい者福祉は、障害者自立支援法が施行されてから11年が経過し、その間、「障害者自立支援法」に代わり「障害者総合支援法」が施行され、精神保健福祉法の改正や障害者差別解消法の施行、児童福祉法の改正など、障がいのある人を取り巻く状況は、変化しています。

このような中で、当町におきましては、平成27年3月に「第3期横瀬町障がい者計画・第4期横瀬町障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人もともに暮らす社会「ノーマライゼーション」の実現に向けて、施策の総合的・計画的な推進に取り組んでまいりました。

そして、この度、「障がい児福祉計画」を加えた新たな計画としまして、「第4期横瀬町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画は、「すべての町民が ふれあい とともに生きる 心豊かな地域づくり」を基本理念として、これまで取り組んできた施策の成果を着実に受け継いでいくとともに、障がい児・者の方が自らの力を最大限発揮し、地域で自分らしい生活ができるよう、個々に応じた支援を目指し、本町として今後取り組むべき施策や目標を定めたものです。

今後は、この計画に基づき、地域移行の促進、合理的配慮の充実・強化、雇用・就労の促進、障がい児支援の強化等の施策について全力で取り組んでまいりますので、住民の皆様をはじめ、関係者の方々のより一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、横瀬町障がい者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、秩父地域自立支援協議会委員、アンケート調査や福祉懇談会にご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月



横瀬町長 富田能成



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の対象 .....	3
4 計画の期間 .....	3
第2章 国の動向・計画策定の視点 .....	4
1 障がい児・者支援に関する国の動向 .....	4
2 基本指針について .....	6
3 計画策定の視点 .....	8
第3章 町の障がい児・者の状況 .....	10
1 障害者手帳所持者等の状況 .....	10
2 通園・通学の状況 .....	21
第4章 アンケート調査等の実施 .....	22
1 アンケート調査の概要 .....	22
2 アンケート調査結果の概要 .....	23
3 横瀬町障がい福祉懇談会報告 .....	32
4 事業所調査結果の概要 .....	34
第5章 計画の方向性 .....	39
1 計画の基本的考え方 .....	39
2 基本理念 .....	42
3 基本目標 .....	44
4 施策の体系 .....	45
第6章 安心できる保健・医療の体制づくり .....	49
1 保健体制の充実 .....	50
2 医療体制の充実 .....	53
第7章 障がいのある人の社会参加のための支援 .....	55
1 障がい児教育・保育の充実 .....	57
2 就労に向けた支援の充実 .....	60
3 様々な活動への参加促進 .....	60
第8章 地域福祉の推進 .....	61
1 障がいの理解・啓発の推進 .....	63
2 地域福祉活動への支援 .....	64
3 情報利便性の向上 .....	64

第9章 障がいのある人が生活しやすいまちづくり.....	65
1 住みよい生活環境の整備.....	66
2 地域防災・安全対策の推進.....	68
第10章 第5期障がい福祉計画.....	70
1 第5期障がい福祉計画の基本方針.....	71
2 訪問系サービス.....	73
3 日中活動系サービス.....	75
4 居住系サービス.....	82
5 その他の障がい福祉サービス.....	84
6 地域生活支援事業.....	88
7 成果目標.....	104
第11章 第1期障がい児福祉計画.....	108
1 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本方針.....	108
2 障がい児を対象としたサービス.....	112
3 成果目標.....	121
第12章 計画の推進.....	124
1 計画の推進体制.....	124
2 計画の進行管理と評価.....	125
資料編.....	126
1 横瀬町障がい者計画等策定委員会設置要綱.....	126
2 横瀬町障がい者計画等策定委員会名簿.....	128

※本計画書における用語表記について

本計画書においては、法令等の名称や固有名詞を除き、「障害」を「障がい」と表記しました。また、ひらがな表記にするとかえって読みにくい場合は漢字を使用しています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

町ではこれまで、「横瀬町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）」を定め、ノーマライゼーション<sup>※1</sup>の理念のもと、障がいのある人もない人も安心して暮らせる地域社会の実現に向けた施策の推進を図ってきました。

この間、障がい者施策を取り巻く状況は大きく変化し、平成24年6月には、障害者自立支援法が改正・改題されて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）となり、難病患者等が障がい福祉サービスの給付対象に含まれました。

また、平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成26年1月に我が国が障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約<sup>※2</sup>」という。）を締結したことにより、障がい者の表現の自由や居住・移転の自由、選挙権、教育、労働等の権利が促進されるなど、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待されるとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」等が施行されるなど、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施にさらに取り組んでいくことになりました。

---

※1 ノーマライゼーション：障がいのある人が、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会の実現を目指す考え方。

※2 障害者権利条約：あらゆる障がい者（身体障がい、知的障がい及び精神障がい等）の、尊厳と権利を保障するための人権条約。

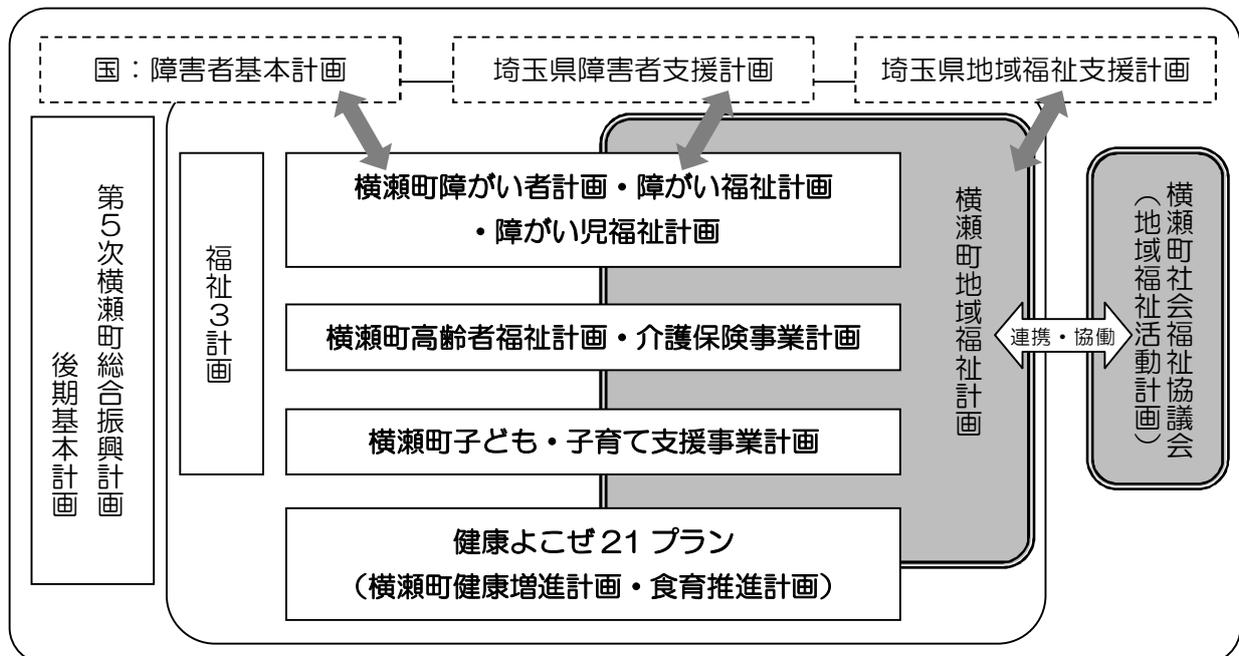
しかし、障がいのある人を取り巻く生活環境条件は依然厳しく、今後はさらに“生活のしづらさ”や“生活の質”にも目を向けた支援のあり方が問われています。本計画では、これまでの町の取組や実績を踏まえ、障がいのある人もない人も隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するインクルーシブな社会<sup>※</sup>の実現を、地域住民とともに推進していくことを目指して策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、これまでの、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」に加えて、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

また、国の「障害者基本計画」や県の「埼玉県障害者支援計画」に基づくとともに、「第5次横瀬町総合振興計画（後期基本計画）」、「第2次横瀬町地域福祉計画・横瀬町地域福祉活動計画」、その他の町の関連計画との整合性を図りながら策定したもので、本町の障がい者施策を進めるための基本方針を示すものです。

■ 総合振興計画・福祉3計画など各計画の関係図



※ インクルーシブな社会：障がいのある人もない人も、誰をも分離したり排除することなく地域の中に包み込む社会。

### 3 計画の対象

本計画では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいなどを含む。）その他の心身の機能の障がいや難病（特定疾患）のために、日常生活や社会生活において様々なハンディキャップがある人を対象とします。なお、障害者権利条約の趣旨に鑑み、あらゆる障がいを有する人を含みます。さらに、障害者差別解消法の観点から、障がいのない人も対象とします。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年とします。

■ 計画の期間

計画名	年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	第5次横瀬町総合振興計画 後期基本計画			
第2次横瀬町地域福祉計画				
第4期障がい者計画				
第5期障がい福祉計画				
第1期障がい児福祉計画				

## 第2章 国の動向・計画策定の視点

### 1 障がい児・者支援に関する国の動向

障害者基本法施行から48年、障害者自立支援法施行から12年が経過し、法制度も随時改正されています。

障がい児・者支援制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、障害者差別解消法の施行や改正障害者総合支援法・改正児童福祉法など、最新の動向に対応する必要があります。

■ 障がい児・者に関する国の動向一覧

年	国の動向		
平成18年	●障害者自立支援法の施行 ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者 基本計画 (第2次)	重点施 策実施 5か年 計画
平成19年	●障害者権利条約署名		
平成20年	●児童福祉法の改正		
平成21年			
平成22年			
平成23年	●障害者基本法の一部を改正する法律の施行		
平成24年	●障害者虐待防止法の施行		重点施 策実施 5か年 計画
平成25年	●障害者総合支援法の施行 ●障害者優先調達推進法の施行 ●成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行		
平成26年	●障害者権利条約の批准 ●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行 ●障害児支援の在り方について報告書	障害者基本計画 (第3次)	
平成27年	●難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		
平成28年	●障害者差別解消法の施行 ●障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行 ●障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正 ●発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行		

年	国の動向
平成 29 年	●障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備等について【厚労省通知】

■ 法律や制度の動向

項目	内容
1 「障害者総合支援法」の施行と改正	<p>●障害者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正</p> <p>●平成 25 年 4 月には「障害者総合支援法」が施行</p> <p>●これに先立つ、「地域社会における共生の現実に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「整備法」により、<u>障がい児への支援も強化</u></p> <p>●“共生社会の実現”のために、基本理念として“<u>社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去</u>”が明記</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 施行期日：平成 30 年 4 月 1 日</p> </div> <p>【趣 旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実</li> <li>●高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し</li> <li>●障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施</li> </ul> <p>【概 要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の望む地域生活の支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活への円滑な移行支援</li> <li>・障害福祉サービスから介護サービスへの移行支援</li> </ul> </li> <li>(2) 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次障がい児福祉計画の策定</li> </ul> </li> <li>(3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ol>
2 「障害者基本法」の一部改正	<p>●「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年 8 月に公布（一部を除き同日施行）</p> <p>●すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止など規定</p>

項目	内容
3 「障害者差別解消法」が成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行</li> <li>●障がい者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務化</li> </ul>
4 「障害者虐待防止法」が成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐことを目的として平成24年に施行</li> <li>●国や自治体、障がい者福祉施設で働く者、障がい者を雇用する者は、障がい者虐待の防止等に努める</li> <li>●障がい者虐待を発見した者には通報を義務付け</li> </ul>
5 「障害者基本計画」の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者基本法」に基づく計画として、国における障がい者施策の基本的方向を定める「障害者基本計画（第3次）」が平成25年9月に策定（平成25～29年度まで）</li> <li>●障害者基本法改正（平成23年）、障害者差別解消法の制定（平成25年）等を踏まえ施策分野の新設及び既存分野の施策の見直しが行われ、成果目標の設定及び計画の推進体制が強化</li> </ul>

## 2 基本指針について

国において、次のような基本指針（大臣告示）が示されており、次の点を重視していくことになります。

基本指針	内容
1 地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。</li> <li>・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。</li> </ul>
2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。</li> </ul>
3 就労定着に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されたことを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。</li> </ul>

基本指針	内容
<p><b>4</b> 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。</li> <li>・ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。</li> <li>・医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置について盛り込む。</li> </ul>
<p><b>5</b> 「地域共生社会」の実現に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みをつくる方向性を盛り込む。</li> <li>・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくる方向性を盛り込む。</li> </ul>
<p><b>6</b> 発達障がいのある人への支援の一層の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、「発達障害者支援地域協議会」設置の重要性を盛り込む。</li> <li>・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。</li> </ul>
<p><b>7</b> その他の見直し項目（一部抜粋）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎障がいを理由とする差別解消の推進</li> <li>◎障がいのある人への虐待防止、養護者に対する支援</li> <li>◎難病患者への一層の周知</li> <li>◎意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方</li> <li>◎利用者の安全確保に向けた取組や利用者や事業所における研修等の充実</li> <li>◎情報公表制度による質の向上</li> <li>◎障がい福祉人材の確保</li> <li>◎障がいのある人への芸術文化活動支援</li> </ul>

### 3 計画策定の視点

計画策定に向けた視点は、以下のとおりです。

視点	内容
<p><b>1</b> <b>地域移行の促進</b></p>	<p>国の成果目標に関する指針では、「施設入所者の地域生活の移行」や「障がいのある人の重度化・高齢化・親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等の整備」が掲げられています。</p> <p>地域生活への移行を促進するには、グループホームをはじめ住まいの確保が重要です。第4期障がい福祉計画では、平成29年度の目標値の一つとして「福祉施設入所者の地域生活への移行」を設定し、共同生活援助（グループホーム）では緩やかな増加を見込んでいます。</p> <p>しかし、入所施設からの退所は、施設入所者の重度化・高齢化などによる入院・死亡が理由となる割合が年々高まっており、さらなる地域移行の体制整備が必要になっています。</p> <p>地域への移行を希望しない人についても、入所・入院中から退所・退院に向けた意欲の喚起や適切な情報提供等を行うとともに、本人の意向に沿った移行支援を保健所や精神保健関係機関等と連携して取り組むことが重要です。</p>
<p><b>2</b> <b>合理的配慮の促進</b></p>	<p>平成28年4月から障害者差別解消法が施行されたことに伴い、様々な場面において障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人に対する合理的配慮*を充実・強化していくことは、基本指針での見直しポイント「発達障がいのある人への支援の一層の充実」への対応及び計画においても設定することとなる「福祉施設入所者の地域生活への移行」（地域移行）の目標の達成にもつながると考えられます。</p>
<p><b>3</b> <b>相談支援の充実</b></p>	<p>地域移行を促進するためには、物理的な住まいの確保のみならず、日常生活支援の充実も重要です。障がい者等が、様々な障がい福祉サービスを利用するにあたっては、まずは入り口として「相談」からはじまります。</p> <p>障がいのある人の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて迅速な対応が図られる体制として「地域生活支援拠点等」の積極的な整備の検討も求められるところです。</p>

※ 合理的配慮：障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

視点	内容
<p><b>4</b> <b>雇用・就労の促進</b></p>	<p>平成28年4月に改正法が一部施行された「障害者雇用促進法」では、雇用の場における障がいのある人への差別が禁止され、合理的配慮が義務となりました。</p> <p>障がい者等の就労支援の取組については、今後も、雇用の拡大に向けた対策をはじめ、就労についての相談機能を強化していきながら、目標値の達成を目指す必要があります。</p> <p>また、平成30年度に法定雇用率の引き上げが予定されており、雇用後の環境変化や心のサポート支援を行うなど、就職後の定着化が重要視されています。</p>
<p><b>5</b> <b>「障がい児福祉計画」としての障がい児支援の強化</b></p>	<p>第4期障がい福祉計画では既に、障がい児支援に関するサービス計画値を掲載しています。</p> <p>平成29年3月31日に厚生労働省より告示された基本指針において、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン<sup>※</sup>）を推進するため、障がい児福祉計画の作成に関する基本的事項として、「障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」に努めることとされました。</p> <p>「児童発達支援」「放課後等デイサービス」利用者数の増加が見込まれ、発達に課題のある児童の早期発見、早期療育のための児童発達支援の利用状況を把握しながら、就労する保護者の増加に伴う放課後等デイサービスの利用増加やニーズなどを踏まえ、サービスの量や質の確保を進めていく必要があります。</p> <p>また、関係団体の今後の動向、保育所、放課後児童クラブにおける障がい児受入人数等も勘案し、その計画値を設定する必要があります。</p>

※ インクルージョン：障がいのある児童がいて当たり前という前提にたち、児童一人ひとりの違いを認め、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、個々の教育ニーズに対応し、すべてを包み込む地域社会、学校・学級等が望ましいという考え方。

## 第3章 町の障がい児・者の状況

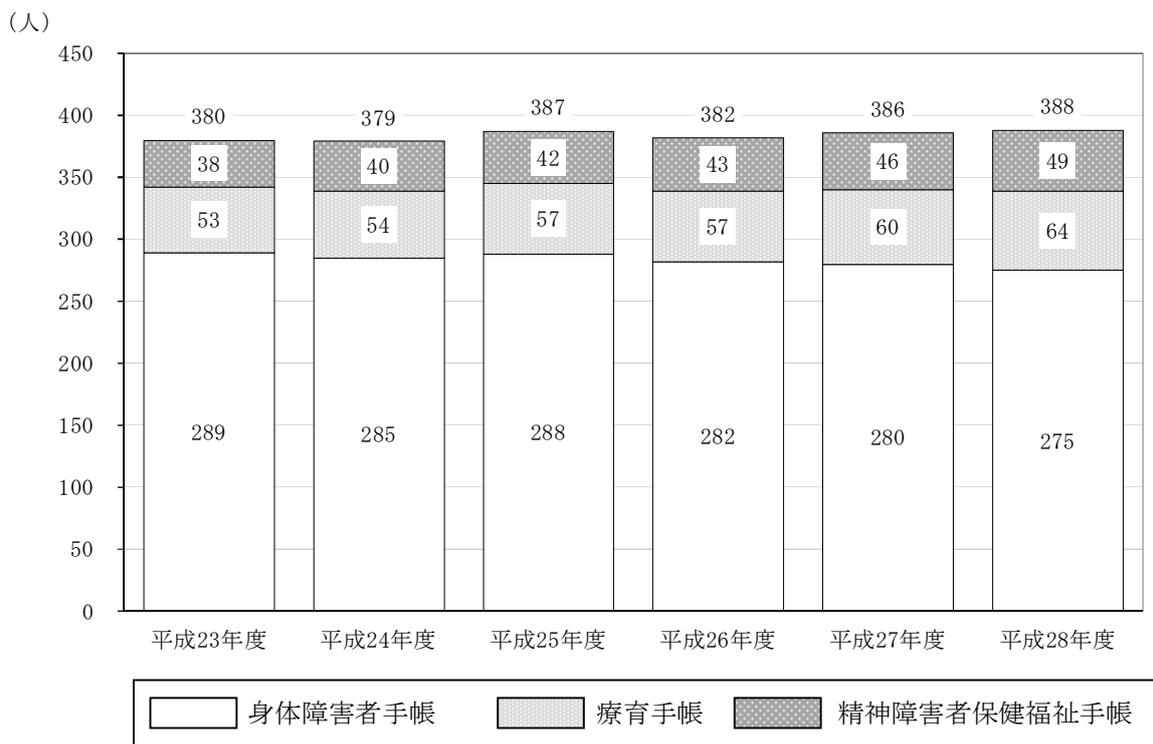
### 1 障害者手帳所持者等の状況

#### (1) 障害者手帳所持者の推移

町の障害者手帳所持者は、平成28年度末現在で身体障害者手帳所持者が275人、療育手帳所持者が64人、精神障害者保健福祉手帳所持者が49人、全体で388人となっています。

平成23年度末と比較して、身体障害者手帳所持者は4.8%減少、療育手帳所持者は20.8%増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は28.9%増加となっています。全体では8人（2.1%）増加と増加傾向で推移しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター／埼玉県立精神保健福祉センター

(単位：人)

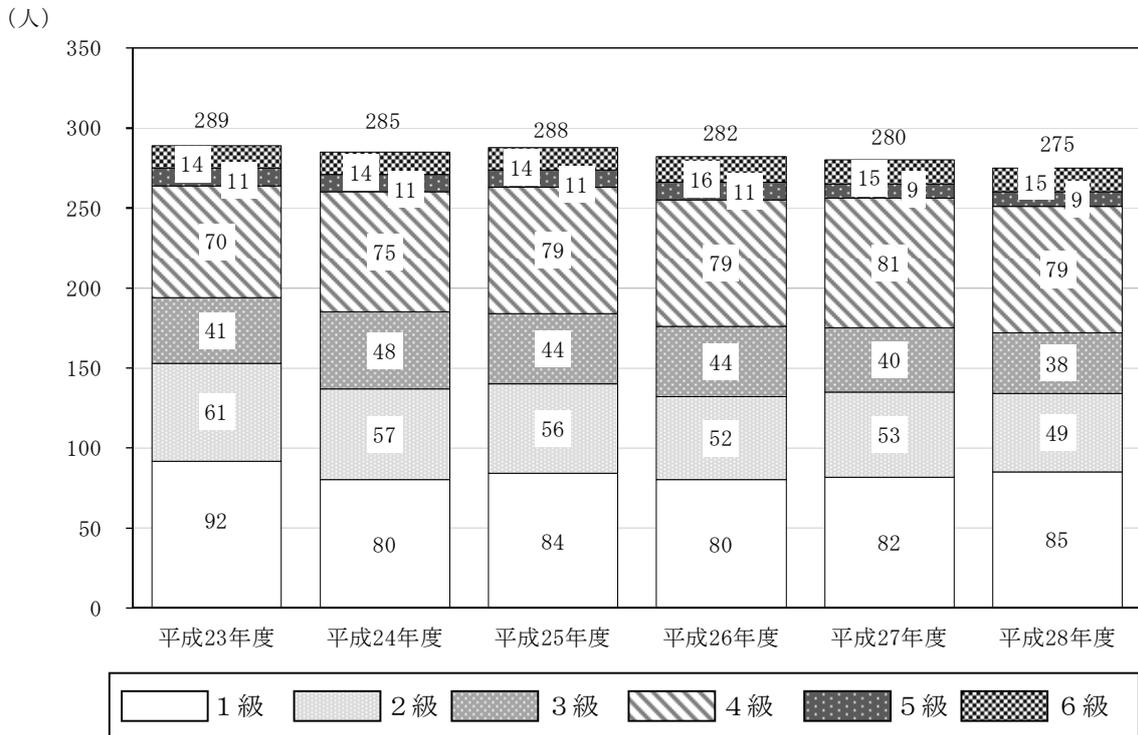
	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計
身体障害者手帳所持者	1	281	282	1	279	280	1	274	275
療育手帳所持者	10	47	57	10	50	60	11	53	64
精神障害者保健福祉手帳所持者	0	43	43	0	46	46	0	49	49

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター／埼玉県立精神保健福祉センター

(2) 身体障がい児・者の状況

身体障害者手帳所持者の等級別では、平成28年度末現在で1級、2級の重度の割合が約半数を占めています。また、障がい別では肢体不自由が約6割と多数を占め、次いで内部障がいが3割近くを占めています。

■ 身体障害者手帳所持者の等級別の推移（各年度3月31日現在）



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

第3章 町の障がい児・者の状況

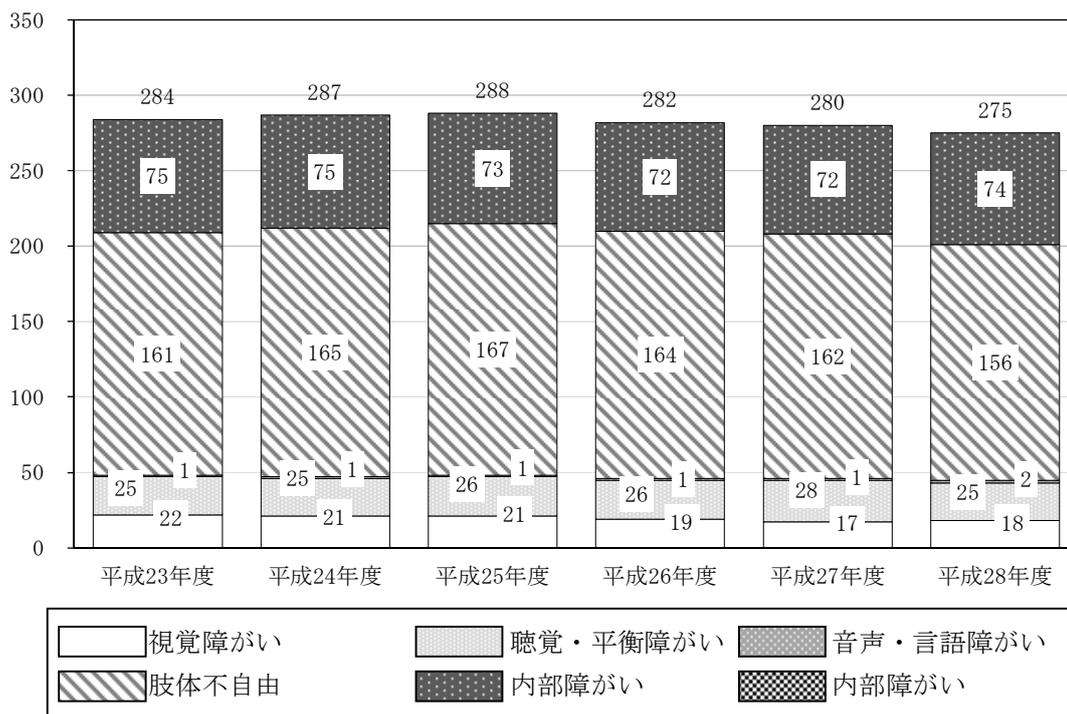
(単位：人)

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計
1級	1	79	80	1	81	82	1	84	85
2級	0	52	52	0	53	53	0	49	49
3級	0	44	44	0	40	40	0	38	38
4級	0	79	79	0	81	81	0	79	79
5級	0	11	11	0	9	9	0	9	9
6級	0	16	16	0	15	15	0	15	15
合計	1	281	282	1	279	280	1	274	275

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

■ 身体障害者手帳所持者の障がい別の内訳（各年度3月31日現在）

(人)



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

(単位：人)

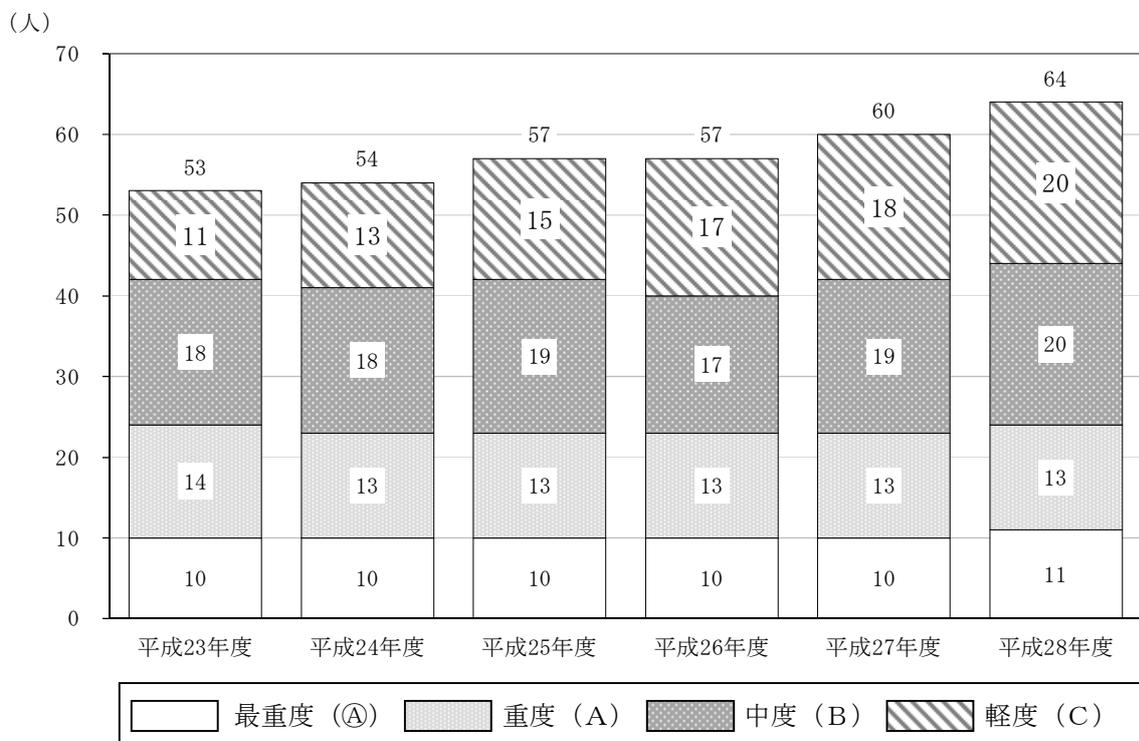
	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計
視覚障がい	0	19	19	0	17	17	0	18	18
聴覚・平衡障がい	0	26	26	0	28	28	0	25	25
音声・言語障がい	0	1	1	0	1	1	0	2	2
肢体不自由	1	163	164	1	161	162	1	155	156
内部障がい	0	72	72	0	72	72	0	74	74
合計	1	281	282	1	279	280	1	274	275

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

(3) 知的障がい児・者の状況

療育手帳所持者の等級別では、平成28年度末現在で中度（B）、軽度（C）がともに20人と多く、年齢別では18歳以上が53人と全体の約8割を占めています。

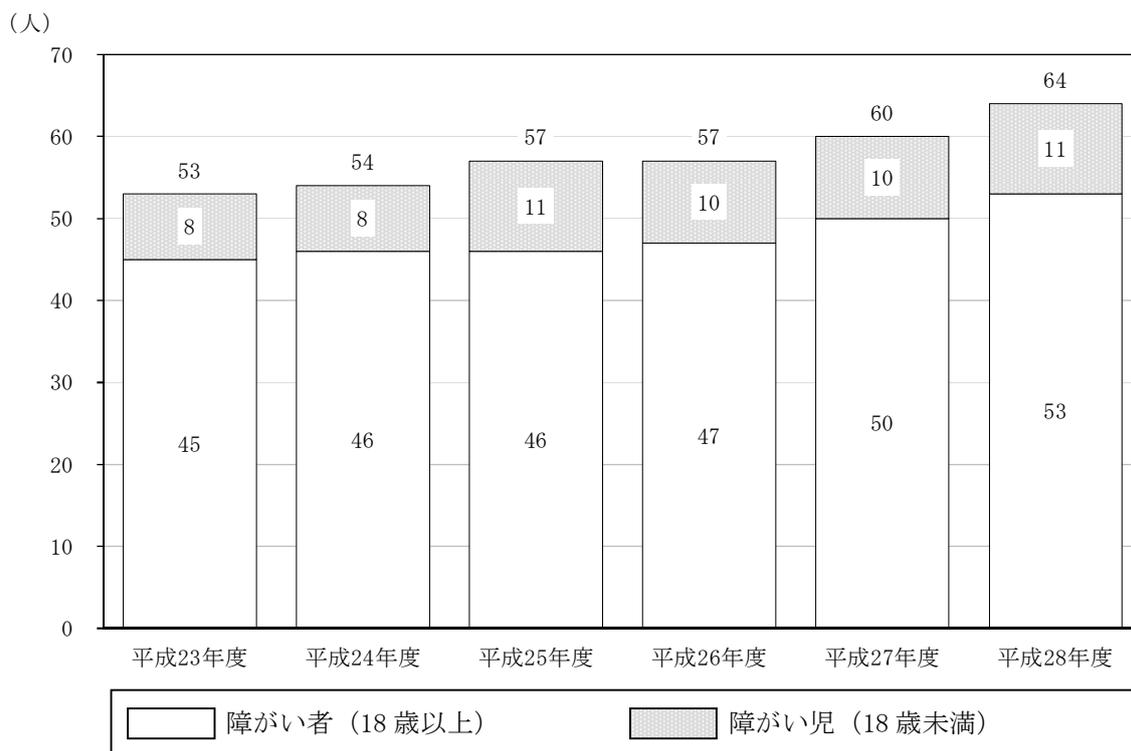
■ 療育手帳所持者の等級別の推移（各年度3月31日現在）



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

### 第3章 町の障がい児・者の状況

■ 療育手帳所持者の年齢別の推移（各年度3月31日現在）



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

(単位：人)

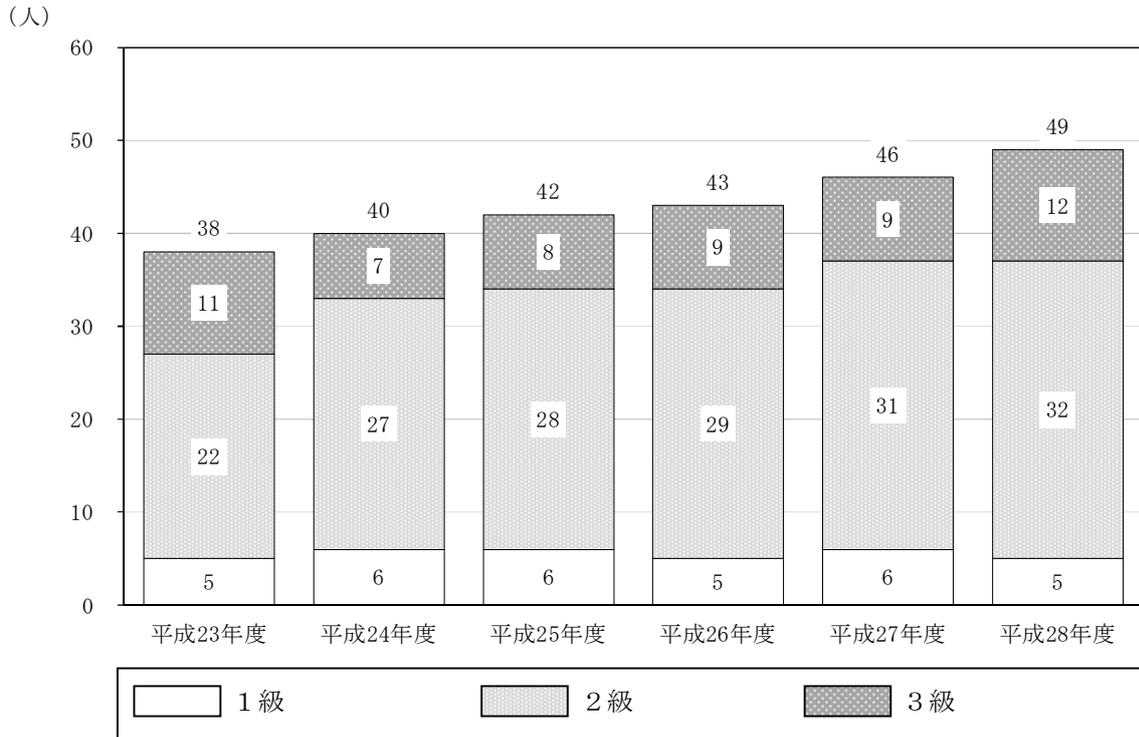
	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計
最重度 (A)	1	9	10	1	9	10	1	10	11
重度 (A)	2	11	13	2	11	13	2	11	13
中度 (B)	2	15	17	3	16	19	2	18	20
軽度 (C)	5	12	17	4	14	18	6	14	20
合計	10	47	57	10	50	60	11	53	64

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

(4) 精神障がい児・者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別では、平成28年度末現在で2級が32人と最も多く、6割程度となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移（各年度3月31日現在）



資料：埼玉県立精神保健福祉センター

(単位：人)

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計
1級	0	5	5	0	6	6	0	5	5
2級	0	29	29	0	31	31	0	32	32
3級	0	9	9	0	9	9	0	12	12
合計	0	43	43	0	46	46	0	49	49

資料：埼玉県立精神保健福祉センター

(5) 自立支援給付<sup>※</sup>の申請状況

自立支援給付の申請状況では、平成29年度の申請数が51人、受給者証交付数及び障害支援区分認定者数が50人と、平成24年度に比べて増加しています。

障害支援区分認定者数の内訳では、平成24年度から平成29年度にかけて、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の障害支援区分認定者数は5人増加、療育手帳所持者の障害支援区分認定者数は4人増加しています。

■ 自立支援給付の申請状況（各年度3月31日現在）

（単位：人）

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 <sup>※1</sup>
申請数		37	43	47	47	48	51
受給者 証交付 数	17歳以下	2	2	2	3	4	6
	18～64歳	34	39	42	43	41	44
	合計	36	41	44	46	45	50
障害支 援区分 認定者 数	非該当	14	14	13	15	13	17
	区分1	0	0	1	1	1	0
	区分2	0	1	3	3	3	6
	区分3	5	9	8	8	5	5
	区分4	8	5	5	6	8	8
	区分5	5	7	9	7	8	8
	区分6	4	5	5	6	7	6
	合計	36	41	44	46	45	50

※1 平成29年度は11月末現在。

資料：横瀬町健康づくり課

※ 自立支援給付：障がいのある人の状況等を踏まえ、個別に支給決定が行われる全国一律のサービス。具体的には、居宅介護や短期入所などの介護給付や、自立訓練や就労移行支援など訓練等給付がある。

■ 障害支援区分認定者数の内訳（各年度3月31日現在）

（単位：人）

			障害支援区分認定者数							合計
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
平成 24 年度	身体障 害者手 帳	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	0	0	0	2	1	0	1	4
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	2	1	0	1	4
	療育手 帳	17歳以下	2	0	0	0	0	0	0	2
		18～64歳	6	0	0	2	7	4	3	22
		65歳以上	0	0	0	0	0	1	0	1
		合計	8	0	0	2	7	5	3	25
	精神障 害者保 健福祉 手帳	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	6	0	0	1	0	0	0	7
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	6	0	0	1	0	0	0	7
平成 25 年度	身体障 害者手 帳	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	1	0	1	3	0	1	2	8
		65歳以上	0	0	0	1	0	0	0	1
		合計	1	0	1	4	0	1	2	9
	療育手 帳	17歳以下	2	0	0	0	0	0	0	2
		18～64歳	7	0	0	3	5	5	3	23
		65歳以上	0	0	0	0	0	1	0	1
		合計	9	0	0	3	5	6	3	26
	精神障 害者保 健福祉 手帳	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	4	0	0	2	0	0	0	6
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	4	0	0	2	0	0	0	6
平成 26 年度	身体障 害者手 帳	17歳以下	1	0	0	0	0	0	0	1
		18～64歳	0	0	1	3	0	1	3	8
		65歳以上	0	0	0	1	0	1	0	2
		合計	1	0	1	4	0	2	3	11
	療育手 帳	17歳以下	2	0	0	0	0	0	0	2
		18～64歳	7	1	0	3	5	6	2	24
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	9	1	0	3	5	6	2	26
	精神障 害者保 健福祉 手帳	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	3	0	2	1	0	1	0	7
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	3	0	2	1	0	1	0	7

資料：横瀬町健康づくり課

第3章 町の障がい児・者の状況

(単位：人)

			障害支援区分認定者数							合計
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
平成 27 年度	身体障 害者手 帳	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	1	0	1	3	0	1	3	9
		65歳以上	0	0	0	1	0	1	0	2
		合計	1	0	1	4	0	2	3	11
	療育手 帳	17歳以下	3	0	0	0	0	0	0	3
		18～64歳	6	0	0	3	5	5	3	22
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	9	0	0	3	5	5	3	25
	精神障 害者保 健福祉 手帳	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	5	1	2	1	1	0	0	10
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	5	1	2	1	1	0	0	10
平成 28 年度	身体障 害者手 帳	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	1	0	1	1	0	0	4	7
		65歳以上	0	0	0	0	1	2	0	3
		合計	1	0	1	1	1	2	4	10
	療育手 帳	17歳以下	4	0	0	0	0	0	0	4
		18～64歳	6	0	0	2	6	4	2	20
		65歳以上	0	0	0	1	0	1	1	3
		合計	10	0	0	3	6	5	3	27
	精神障 害者保 健福祉 手帳	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	2	1	1	1	1	1	0	7
		65歳以上	0	0	1	0	0	0	0	1
		合計	2	1	2	1	1	1	0	8
平成 29 年度 ※1	身体障 害者手 帳	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	0	0	0	1	0	0	4	5
		65歳以上	1	0	0	0	1	2	0	4
		合計	1	0	0	1	1	2	4	9
	療育手 帳	17歳以下	6	0	0	0	0	0	0	6
		18～64歳	6	0	1	3	4	4	2	20
		65歳以上	0	0	0	0	2	1	0	3
		合計	12	0	1	3	6	5	2	29
	精神障 害者保 健福祉 手帳	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	4	0	4	1	1	1	0	11
		65歳以上	0	0	1	0	0	0	0	1
		合計	4	0	5	1	1	1	0	12

※1 平成29年度は11月末現在。

資料：横瀬町健康づくり課

(6) 自立支援医療費公費負担の申請状況

自立支援医療費公費負担の申請状況では、平成26年度末以降、更生医療及び精神通院医療は増加傾向にあり、平成28年度末現在で更生医療が20人、育成医療が4人、精神通院医療が109人となっています。

■ 自立支援医療制度利用状況（各年度3月31日現在）

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
更生医療	18	22	20
育成医療	1	3	4
精神通院医療	100	101	109

資料：横瀬町健康づくり課

(7) 医療給付受給者数の状況

医療給付受給者数の状況では、平成26年度から平成28年度にかけて、秩父保健所管内、横瀬町ともに、指定難病医療給付受給者数は増加、埼玉県特定疾患等医療給付受給者数は横ばい、小児慢性特定疾病医療給付受給者数は減少傾向で推移しています。

■ 指定難病医療給付受給者の推移（各年度3月31日現在）

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
秩父保健所管内の総数	665	708	731
横瀬町の総数	52	56	55

資料：埼玉県秩父保健所

■ 埼玉県特定疾患等医療給付受給者の推移（各年度3月31日現在）

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
秩父保健所管内の総数	3	3	3
横瀬町の総数	1	1	1

資料：埼玉県秩父保健所

### 第3章 町の障がい児・者の状況

#### ■ 小児慢性特定疾病医療給付受給者の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
秩父保健所管内の総数	107	102	104
横瀬町の総数	11	8	10

資料：埼玉県秩父保健所

## 2 通園・通学の状況

### (1) 保育所・幼稚園

保育所に通う障害者手帳を所持している幼児数は、平成28年度は1人（身体障害者手帳、療育手帳を所持）いましたが、平成29年度は0人となっています。

#### ■ 保育所に通う幼児数（障害者手帳別）の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

幼児数	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障害者手帳所持者	0	0	0	0	1	0
療育手帳所持者	0	0	1	0	1	0
精神障害者保健福祉手帳所持者	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	0	2	0

資料：横瀬町健康づくり課

### (2) 特別支援学級

特別支援学級に通う児童・生徒数は、平成29年度4月1日現在、小学校が5人、中学校が4人となっています。

#### ■ 特別支援学級に通う児童・生徒数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

児童・生徒数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	7	7	7	7	6	5
中学校	0	0	2	6	5	4

資料：横瀬町教育委員会

### (3) 特別支援学校

特別支援学校へは、平成29年度4月1日現在、9人の児童・生徒が通っています。

#### ■ 特別支援学校に通う児童・生徒数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

児童・生徒数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	1	1	1	1	1	2
中学校	4	4	2	2	1	2
高等学校	3	2	3	3	5	5

秩父特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校へ通学

資料：横瀬町健康づくり課

## 第4章 アンケート調査等の実施

### 1 アンケート調査の概要

#### (1) 調査目的

本調査は、障がい者施策の指針となる第4期横瀬町障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を策定するにあたり、障がいのある人の状況やご意見等を把握し計画の基礎資料として実施しました。

#### (2) 調査方法

調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

#### (3) 調査期間

平成29年9月15日（金）から9月29日（金）

#### (4) 調査種別と回収結果

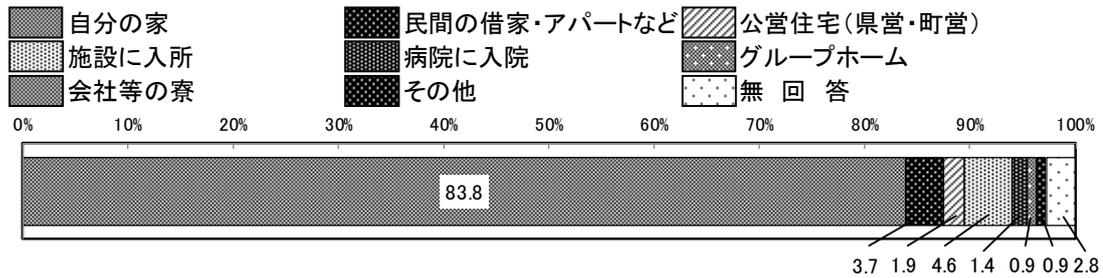
調査種別	対 象	配布数	回収数	回収率	
障がい者調査	町内在住の障害者 手帳・自立支援医療 受給者証（精神通院 医療）をお持ちの 18歳以上の方	身体障害者手帳所持者	265	216	51.1%
		療育手帳所持者	48		
		精神障害者保健福祉手帳	44		
		自立支援医療受給者証	66		
		合計	423		
障がい児調査	町内在住の障害者 手帳・自立支援医療 受給者証（精神通院 医療）をお持ちの 18歳未満の方	療育手帳所持者	10	4	33.3%
		精神障害者保健福祉手帳	2		
		合計	12		
障がい一般調査	住民基本台帳から 無作為抽出した町 内在住の20歳以上 の方	500	197	39.4%	

## 2 アンケート調査結果の概要

### (1) 障がい者調査

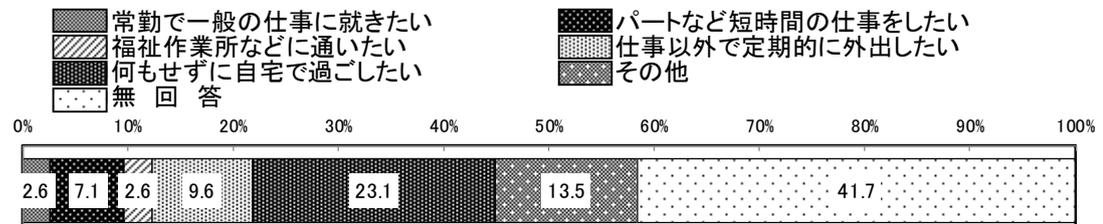
#### ① 現在の住まい、生活の場

「自分の家」が83.8%と多く、次いで「施設に入所」が4.6%となっています。



#### ② 今後の就労についての考え

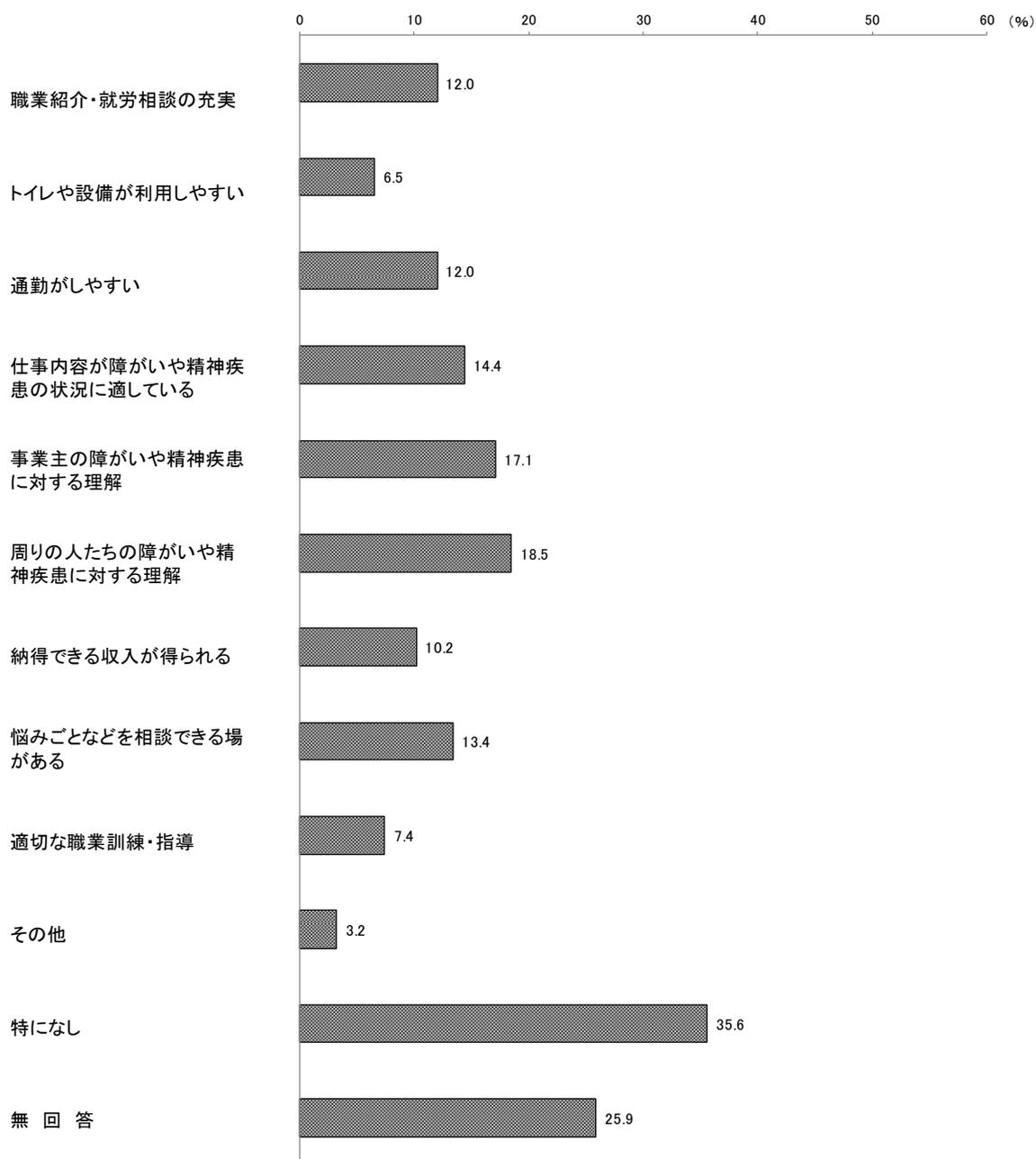
「何もせずに自宅で過ごしたい」が23.1%と多く、次いで「仕事以外で定期的に外出したい」が9.6%、「パートなど短時間の仕事をしたい」が7.1%となっています。



## 第4章 アンケート調査等の実施

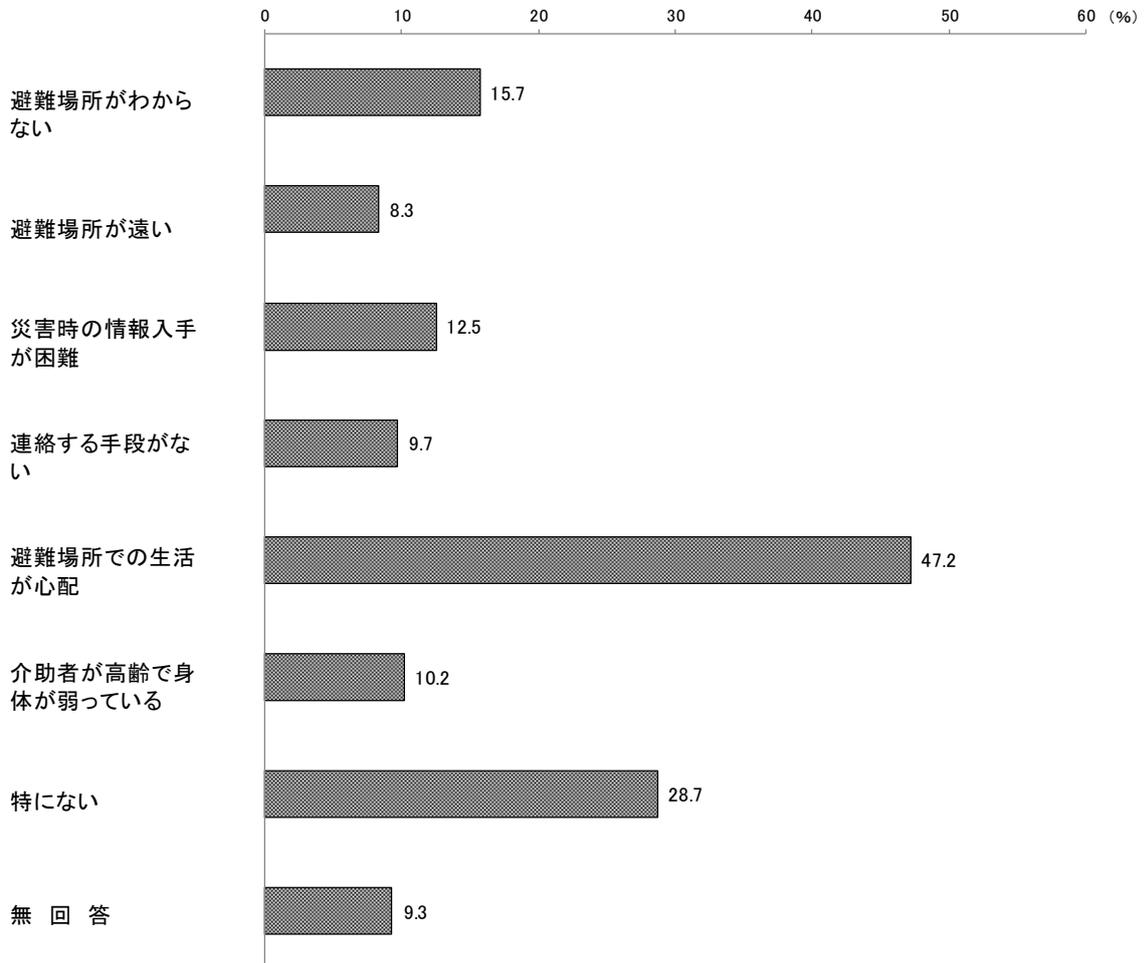
### ③ 仕事に必要な条件や支援（複数回答）

「特になし」が35.6%と多く、次いで「周りの人たちの障がいや精神疾患に対する理解」が18.5%、「事業主の障がいや精神疾患に対する理解」が17.1%となっています。



④ 避難する場合、不安に思うこと（複数回答）

「避難場所での生活が心配」が 47.2%と多く、次いで「特にない」が 28.7%、「避難場所がわからない」が 15.7%となっています。



(2) 障がい児調査

① 現在の住まい、生活の場

「自分の家」といった回答がみられました。

問 13 現在の住まい、生活の場								
回答	全 体	自分の家	民間の借家・アパートなど	公営住宅（県営・町営）	施設に入所	病院に入院	その他	無回答
回答数	4 件	4 件	-	-	-	-	-	-
回答率	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-

② 通園・通学で困っていること

「先生の理解・配慮が足りない」「特にない」といった回答がみられました。

問 16-2 通園・通学で困っていること（複数回答）						
回答	全 体	通うのが大変である	トイレなどの設備が使いにくい	介助体制が十分でない	先生の理解・配慮が足りない	周囲の生徒たちの理解が得られない
回答数	4 件	-	-	-	1 件	-
回答率	100.0%	-	-	-	25.0	-
回答	友だちができない	普通学級に入ってもらえない	学童保育が利用できない	その他	特にない	無 回 答
回答数	-	-	-	2 件	1 件	1 件
回答率	-	-	-	50.0%	25.0	25.0

③ 仕事に必要な条件や支援（複数回答）

「仕事内容が障がいや精神疾患の状況に適している」「納得できる収入が得られる」といった回答がみられました。

問 17 仕事に必要な条件や支援（複数回答）							
回答	全 体	職業紹介・就労相談の充実	トイレや設備が利用しやすい	通勤がしやすい	仕事内容が障がいや精神疾患の状況に適している	事業主の障がいや精神疾患に対する理解	周りの人たちの障がいや精神疾患に対する理解
回答数	4 件	2 件	2 件	3 件	4 件	3 件	3 件
回答率	100.0%	50.0%	50.0%	75.0%	100.0%	75.0%	75.0%
回答	納得できる収入が得られる	悩みごとなどを相談できる場がある	適切な職業訓練・指導	その他	特になし	無 回 答	
回答数	4 件	2 件	2 件	-	-	-	
回答率	100.0%	50.0%	50.0%	-	-	-	

④ 避難する場合、不安に思うこと（複数回答）

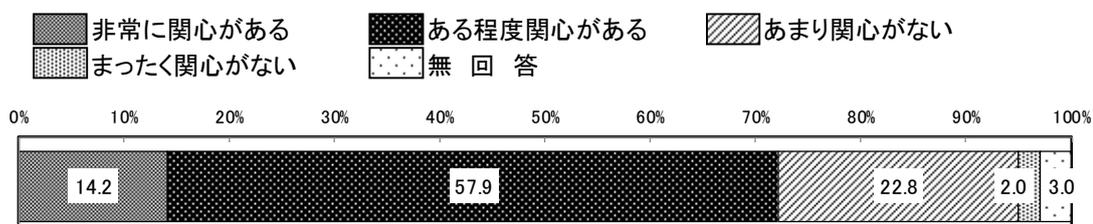
「避難場所での生活が心配」「避難場所がわからない」といった回答がみられました。

問 29 避難する場合、不安に思うこと（複数回答）					
回答	全 体	避難場所がわからない	避難場所が遠い	災害時の情報入手が困難	連絡する手段がない
回答数	4 件	2 件	-	-	-
回答率	100.0%	50.0%	-	-	-
回答	避難場所での生活が心配	介助者が高齢で身体が弱っている	特にない	無 回 答	
回答数	4 件	-	-	-	
回答率	100.0%	-	-	-	

(3) 障がい一般調査

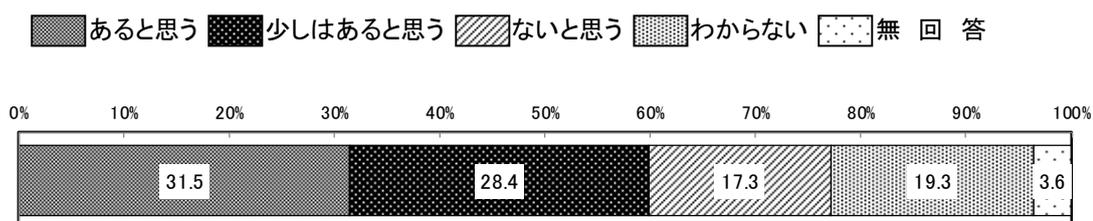
① 障がいの問題への関心

「ある程度関心がある」が 57.9%と多く、次いで「あまり関心がない」が 22.8%、「非常に関心がある」が 14.2%となっています。



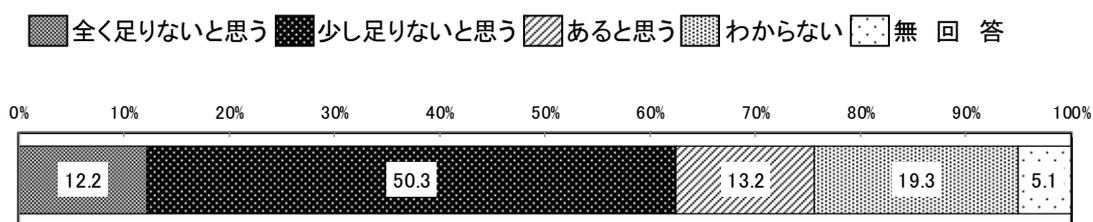
② 障がい者への差別や偏見

「あると思う」が 31.5%と多く、次いで「少しはあると思う」が 28.4%、「わからない」が 19.3%となっています。



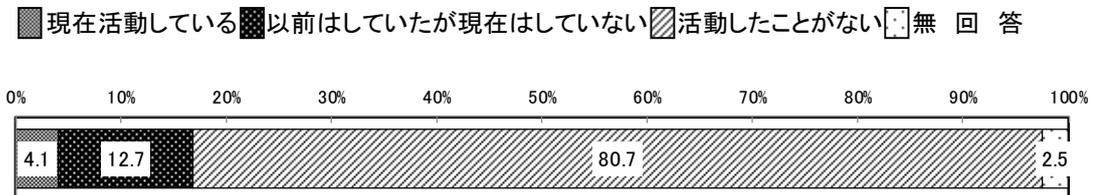
③ 障がい者への配慮や理解

「少し足りないと思う」が 50.3%と多く、次いで「わからない」が 19.3%、「あると思う」が 13.2%となっています。



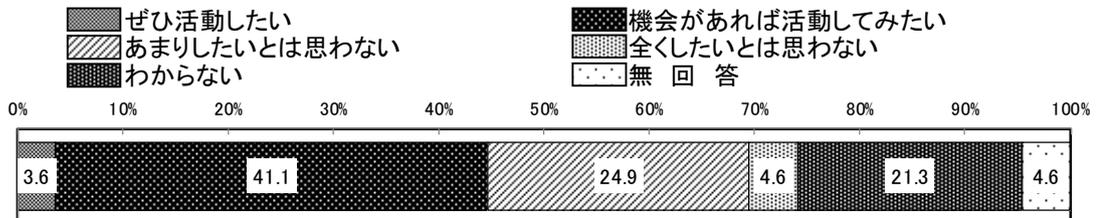
④ 福祉ボランティア活動の有無

「活動したことがない」が80.7%と多く、次いで「以前はしていたが現在はしていない」が12.7%となっています。



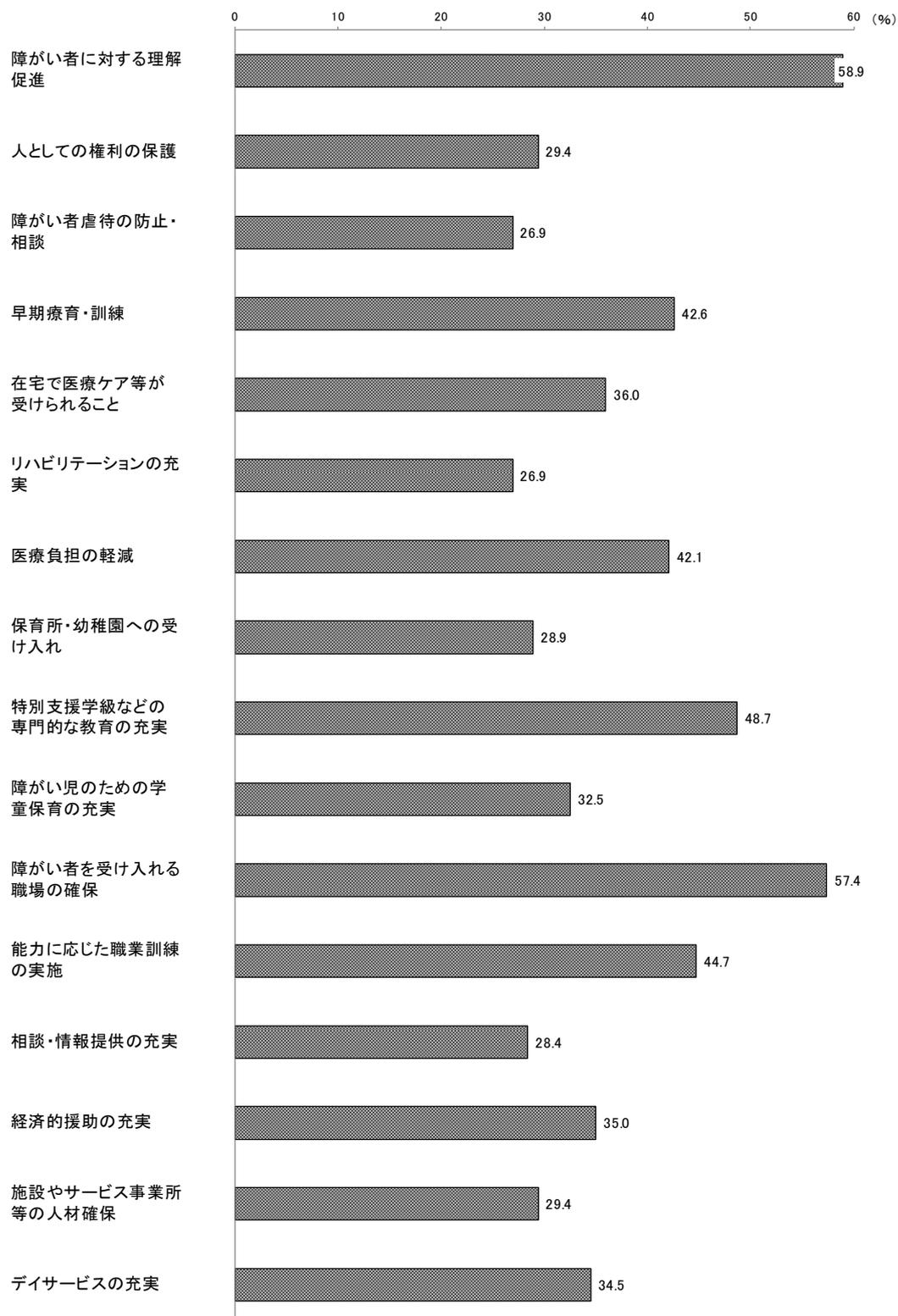
⑤ 福祉ボランティア活動の意向

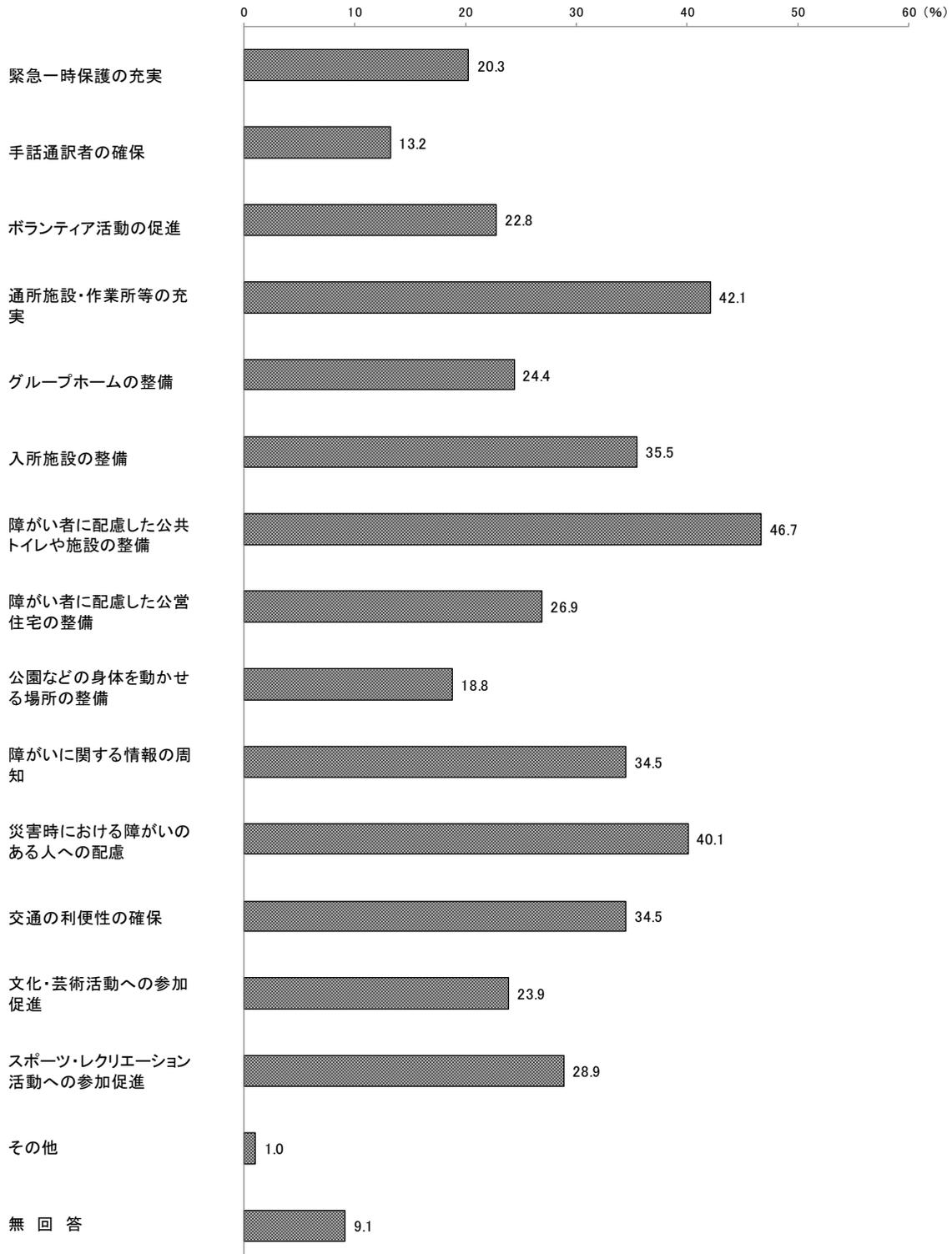
「機会があれば活動してみたい」が41.1%と多く、次いで「あまりしたいとは思わない」が24.9%、「わからない」が21.3%となっています。



⑥ 町が力を入れるべき障がい者施策（複数回答）

「障がい者に対する理解促進」が 58.9%と多く、次いで「障がい者を受け入れる職場の確保」が 57.4%、「特別支援学級などの専門的な教育の充実」が 48.7%となっています。





### 3 横瀬町障がい福祉懇談会報告

期日：平成29年10月19日（木） 場所：横瀬町町民会館 大会議室

#### 【参加者数】

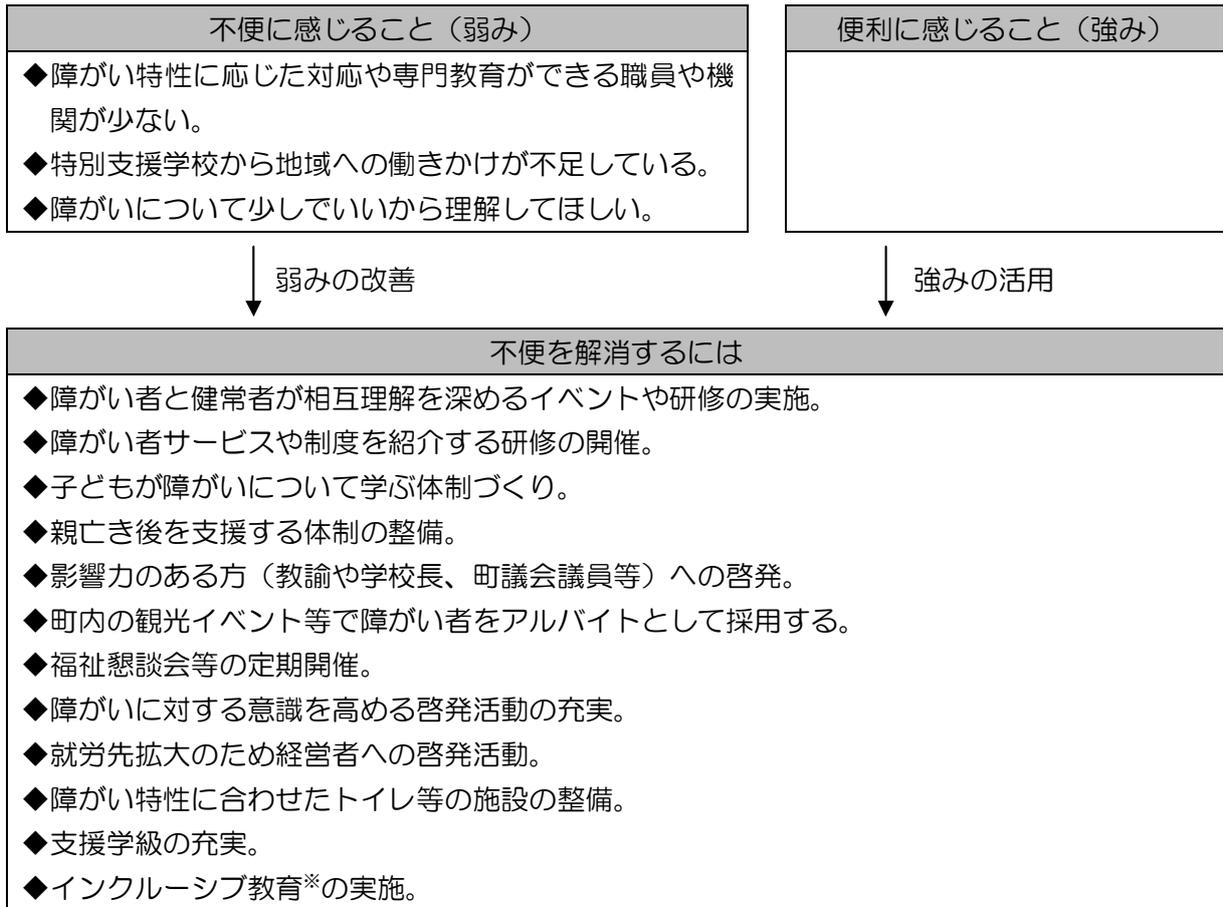
13名（身体2名、療育9名、精神1名、障がい者計画等策定委員1名）

#### 【実施内容】

横瀬町に住んで不便に感じる事、便利と感じる事。

#### 【意見概要】

不便に感じる事（弱み）	便利に感じる事（強み）
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がいに配慮された道路整備が進んでおらず、運転できないと移動が不自由。</li> <li>◆障がい者の単身世帯は除雪が難しい。</li> <li>◆公衆トイレは身体障がいの方を対象としており、その他の障がい特性に合わせて整備されていない。</li> <li>◆両親亡き後を考えると将来が不安。成年後見制度が分かりづらい。</li> <li>◆一般就労の機会が非常に少ない。</li> <li>◆障がいの程度や種類によって障害者年金が支給されないこともあり、生活に困窮しないか不安。</li> <li>◆障害者差別解消法の周知が不足している。</li> <li>◆障がいについての配慮があまりなく、地域の行事等に参加しづらい。</li> <li>◆親亡き後に地区行事に参加できるのか、また、参加する必要性を子どもが理解できるのか心配。</li> <li>◆健常者と理解しあえる交流やつながるためのきっかけとなるイベントや研修がない。</li> <li>◆専門医療機関がほとんどなく、障がい特性によっては病気でも受診が難しい。</li> <li>◆福祉避難所の情報や避難方法など災害に対する周知が不足している。また避難所生活で健常者の理解が得られるか心配。</li> <li>◆障がいのある人・ない人の橋渡しをする指導者のような人がいない。</li> <li>◆グループホームや放課後デイサービス等のサービス提供事業所、就労継続支援B型施設の選択肢が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆知り合いが多く地域の見守りもあり安心できる。</li> <li>◆地域の高齢者の方が比較的障がいを受け入れてくれる。</li> <li>◆移動支援や日中一時支援が負担も少なく利用できるので助かっている。</li> <li>◆生活サポート事業が利用できるのはとても便利。</li> <li>◆各種補助制度が充実している。</li> <li>◆役場に相談しやすい。</li> <li>◆保護者間の結びつきが強いので親同士での相談がしやすい。</li> <li>◆町内に就労継続支援施設B型がある。</li> <li>◆障がいのある人が作ったパンの販売を受け入れる施設が多数ある。</li> <li>◆施設や作業所への通所は事業所が送迎をしてくれる。</li> <li>◆近くに支援学校がある。</li> <li>◆ケアマネジャーが優しい方が多い。</li> <li>◆家の周りは自然豊かで静か、また治安も良いため安心して暮らせる。</li> </ul>



[横瀬町町民会館で行われた障がい福祉懇談会の様子] ・ [提出されたご意見]

※ インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学ぶことを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

## 4 事業所調査結果の概要

### (1) 調査目的

本調査は、障がい者施策の指針となる第4期横瀬町障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を策定するにあたり、関係事業所の現状や課題、今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料として実施しました。

### (2) 事業所数

調査事業所数	40事業所
回答数	29事業所

### (3) 調査方法

横瀬町の事業所への調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

### (4) 調査期間

平成29年10～11月

### (5) 調査対象団体・事業所

事業所名	主な対象者※
ケアセンターえるぷえんて	身体、知的、精神
NPO 法人千笑の会ケアセンター宇	身体、知的、精神、障がい児
さやかワークセンター事業所	知的
障害者支援施設さやか さやか事業所	知的
障害者支援施設さやか ふうらわあ事業所	知的
グループホームさやか	知的
秩父障がい者総合支援センター フレンドリー（清心会）	知的、精神、障がい児
武甲の森	精神
全和会アクセス	精神

事業所名	主な対象者※
星の子教室	障がい児
ちちぶわくわくクラブ	知的
障害者支援施設さやか とも事業所	知的
パレット秩父	知的
作業所ケルン	精神
デイサービスやまなみ	
秩父市特別養護老人ホーム偕楽苑	精神
秩父市ヘルパーステーション	精神
自立工房山叶本舗	知的
NPO 法人みやび	知的、精神
NPO 法人障がい者自立支援農場きづな きづな作業所	知的
社会福祉法人美里会ユーアイハウスおがの	
かわせみ	身体
グループホーム「野ばら」	知的
LITALICO ワークス所沢	精神
社会福祉法人むさしの郷 障害者支援施設ながい寮	知的
埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷	知的
生協ちちぶケアステーション	身体、精神
有限会社ベストワーク ぶこうの里デイサービスセンター	

※ 主な対象者欄 身体：身体障がい者、知的：知的障がい者、精神：精神障がい者

(5) 調査結果の抜粋

① 職員の過不足状況

「やや不足している」が34.5%と多く、次いで「適当である」が31.0%、「大変不足している」が20.7%となっています。

問4 職員の過不足状況						
回答	全体	大変不足している	不足している	やや不足している	適当である	過剰である
回答数	29件	6件	4件	10件	9件	-
回答率	100.0%	20.7%	13.8%	34.5%	31.0%	-

② 不足職員の職種（複数回答）

「介護福祉士」が50.0%と多く、次いで「看護師・准看護師・保健師」が40.0%、「社会福祉士」が20.0%となっています。

問5 不足職員の職種（複数回答）							
回答	全体	介護福祉士	ホームヘルパー1級	ホームヘルパー2級	ホームヘルパー3級	看護師・准看護師・保健師	理学療法士
回答数	20件	10件	-	2件	-	8件	1件
回答率	100.0%	50.0%	-	10.0%	-	40.0%	5.0%
回答	作業療法士	社会福祉士	精神保健福祉士	保育士	事務職員	その他	
回答数	1件	4件	1件	1件	2件	9件	
回答率	5.0%	20.0%	5.0%	5.0%	10.0%	45.0%	

③ 新規参入の促進へ必要なこと（複数回答）

「サービスを利用する障がい者数の今後の見込みに関する情報を提供する」が79.3%と多く、次いで「研修・講座等に関する情報を提供する」が62.1%、「障害者総合支援法や自立支援給付費に関する情報を提供する」が58.6%となっています。

問7 新規参入の促進へ必要なこと（複数回答）								
回答	全体	障害者総合支援法や自立支援給付費に関する情報を提供する	サービスを利用する障がい者数の今後の見込みに関する情報を提供する	サービス展開のための土地・建物に関する情報を提供する	困難事例・問題事例に関するケースの情報提供や助言を行う	研修・講座等に関する情報を提供する	緊急時のショートステイや入院などの受け入れ先の情報を提供する	その他
回答数	29件	17件	23件	10件	16件	18件	13件	1件
回答率	100.0%	58.6%	79.3%	34.5%	55.2%	62.1%	44.8%	3.4%

④ 運営上の課題（3つまで）

「スタッフの人材育成」が65.5%と多く、次いで「スタッフの確保」が52%、「責任者など中堅人材の確保・育成」が24.1%となっています。

問8 運営上の課題（3つまで）							
回答	全体	新規利用者の獲得が困難	利用者一人あたりの利用量が少ない	設備・スタッフなどが不足し量的に利用者のニーズに答えられない	利用者や家族がサービスをよく理解していない	利用者の身体状況の把握が難しい	利用者からの苦情や事故への対応
回答数 回答率	29件 100.0%	4件 13.8%	1件 3.4%	3件 10.3%	- -	3件 10.3%	- -
回答	訪問や送迎が非効率（エリアが広い等）	スタッフの確保	スタッフが短期間で離職してしまう	スタッフの人材育成	責任者など中堅人材の確保・育成	他のサービス事業所との競合が激しい	他のサービス事業所との連携
回答数 回答率	3件 10.3%	15件 51.7%	- -	19件 65.5%	7件 24.1%	1件 3.4%	6件 20.7%
回答	医療機関との連携	自立支援給付費が低い	医療的ケアへの対応	災害への対策を立てることが難しい	その他	特に課題はない	
回答数 回答率	4件 13.8%	4件 13.8%	4件 13.8%	1件 3.4%	4件 13.8%	- -	

(6) 主な意見

主な意見
<p>情報の共有のためにも、障がい福祉サービスのパンフレットがあるといい。秩父地域内での利用状況（施設や事業等）が分かるものがほしい。</p>
<p>就労系の事業で利用できそうな施設外就労の場など相談にのってほしい。</p>
<p>秩父地域全体で、年々利用者数及び支援に要する時間が増加傾向にあり、町とケースについて報告する機会がほしい。</p> <p>精神障がい者に対する普及・啓発の研修を住民等にする機会がほしい。</p> <p>障がい福祉懇談会は、委託相談支援事業所が町の現状を知る大変貴重な機会であり、今後も定期的を開催してほしい。</p>
<p>グループホームの増設を予定しており、現在町でグループホームの希望者がいれば情報提供してほしい。</p>
<p>障がい福祉サービス事業所へ通所していたが、行けなくなった方への支援がどの市町も十分に行われていない。他の合う事業所を紹介してくれればよいが、ほとんどの事業所がそのままである。本人、家族が福祉課へ相談するしかないと何年も引きこもってしまう。横瀬町でも50歳以上になるまで家にいた例がある。</p>
<p>サービス調整のための各担当が職域を超えた連携や、またそのための情報共有の機会があれば積極的に参加、協力したい。</p>
<p>障がい福祉サービスと介護保険サービスの違いがあり、同じような利用ができないか、事業所からも利用者からも望まれることがある。</p> <p>共生型サービスも創設されるが、特に秩父地域では選択肢も少ないため、独自の施策があるといい。問題が起きてからのサービスではなく予防の視点からのサービスも必要。</p>
<p>高齢者の方を主に対象とした施設のため、障がい者の方へのサービス自体が少なく分らないことが多い。できれば基礎的なことから詳細まで幅広い勉強会等を実施することで、受入可能な窓口が増えると思う。</p>

## 第5章 計画の方向性

### 1 計画の基本的考え方

国は、「障害者は、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としています。その上で、国は障害者権利条約の理念に即した以下の障害者基本法の各基本原則等にのっとり、「当該理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施すること」としており、「第4期横瀬町障がい者計画」もその原則にのっとり推進するものとします。

#### (1) 地域社会における共生等

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。

「第4期横瀬町障がい者計画」に関しても、すべての障がいのある人が基本的人権を享有する個人として、障がいのない人と平等にその尊重が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図るため、障がい児・者施策を実施するものとします。

- ① 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保を図ります。
- ② 地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについての選択する機会の確保を図ります。
- ③ 言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保を図ります。
- ④ 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大を図ります。

## (2) 差別の禁止

障害者権利条約第5条において、障がいに基づくあらゆる差別を禁止し、合理的配慮の提供が確保されるための適切な措置をとることが求められており、障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることから、障がいに基づく差別その他の権利、利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が義務となりました。

国においては、障害者差別解消法が制定され、法制的な整備が講じられていますが、今後、本町としても障害者差別解消法の実効性の確保に努めます。

## (3) 社会のあらゆる場面における利便性の向上

障がいのある人を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と障害者基本法第2条においても定義しており、障がいのある人が経験する困難や制限が個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があることから、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、障がいのある人の利便性の向上の環境整備を図ります。

また、社会のあらゆる場面でICT（情報通信技術）が浸透しつつあり、社会的障壁の除去の観点から、利活用のしやすさに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進します。あわせて、社会のあらゆる場面における利便性の向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・住民団体等の取組を積極的に支援します。

#### (4) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人の尊厳、自立及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の緊密な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、展開する施策は、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられるとともに、直面するそのときどきの困難の解消だけに着目するのではなく、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

#### (5) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がいのある人一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障がい児・者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等について、社会全体のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要があります。

#### (6) 障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害者権利条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障がいのある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえ、障がい児・者施策を策定し、実施する必要があります。

また、障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障がい児・者施策を策定し、実施することが重要です。

さらに、障がいのある子どもは、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要があることに留意するとともに、障がいのある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があります。

## 2 基本理念

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されるように、障がい児・者施策は、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していく必要があります。

町の上位計画である「横瀬町総合振興計画（後期基本計画）」では、保健・福祉・医療部門において、誰もが健やかにこころと身体が育まれ、いきいきと暮らせるまち「よこぜ」を目指しています。

また、状態等の違いにかかわらず、横瀬町のすべての町民が、地域でともに暮らしながら、手助けを必要としている方への地域でのサポートに努めることが大切です。

本計画においても、これらを踏まえ、「第3期横瀬町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画」の基本理念を継承し、「すべての町民が ふれあい とともに生きる 心豊かな地域づくり」を基本理念として、ノーマライゼーションの理念を推進し、障がいのある人のライフステージを通じた切れ目のない支援と自分らしい暮らしの実現、地域住民の障がいのある人や障がいへの理解を進めながら、障がいのある人もない人も、ともに生きる心豊かな地域づくりを目指します。

### ■ 基本理念

すべての町民が  
ふれあい とともに生きる 心豊かな地域づくり

(1) ふれあい

障がいのある人がすべての町民とともに、地域の中で一生涯を通じ自分らしく暮らしていくためライフステージを通じた支援体制づくりを進めます。また、様々な形で地域社会とふれあい、社会参加をする場や機会の確保に努めます。

(2) とともに生きる

障がいのある人も障がいのない人も同じように普通の生活ができる社会、ノーマライゼーションの理念のもと、すべての町民とともに、障がいのある人が主体的に社会参加し、自助・共助・公助を基本として、ともに生きる地域社会を目指します。

(3) 心豊かな地域づくり

障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮への理解に向けた啓発活動とあわせ、地域住民が障がいのある人や障がいへの理解を深めながら、障がいのある人もない人も、すべての町民がともに生きる心豊かな地域づくりを目指します。

### 3 基本目標

計画の基本理念を具体的に推進していくために、5つの基本目標（第6章～第11章）を定めます。

#### 基本目標 1 安心できる保健・医療の体制づくり【第6章】

障がいの早期発見と早期療育に向けた適切なフォローに努めるとともに、高齢化による障がいや障がいの重度化などへの対応、また障がいのある人が受診しやすい医療体制の整備を図ります。

#### 基本目標 2 障がいのある人の社会参加のための支援【第7章】

乳幼児期から学校卒業まで、一人ひとりの障がいの状況に応じた保育と教育を推進するとともに、成人後も自立した生活を営むことができるよう雇用の確保に向けた支援に努めます。

#### 基本目標 3 地域福祉の推進【第8章】

地域社会のすべての人々が障がいや障がいのある人に対する心の障壁（バリアー）を取り除き、障がいや障がいのある人への理解を深め、ボランティア活動等への参加を促して、支えあう地域福祉の推進に取り組みます。

#### 基本目標 4 障がいのある人が生活しやすいまちづくり【第9章】

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができるようバリアフリーに配慮した環境整備、地域住民の協力による防犯や、災害時における避難誘導體制の確保に努めます。

#### 基本目標 5 障がい福祉サービスの充実【第10章～第11章】

訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業や障がい児を対象とした各種サービスについて、障がいのある人それぞれの状況にあったきめ細やかなサービスの提供に努めます。

## 4 施策の体系

第6章 安心して できる保健・医 療の体制づく り P49	1 保健体制の 充実 P50	(1) 妊婦健康増進事業の充実	
		(2) 乳幼児健康診 査・相談の充実	①乳幼児健康診査
			②乳幼児健康相談
			③ことば・運動発達の相談
			④子育て相談
		(3) 健診後フォロー体制の充実	
		(4) 早期療育支援の充実	
		(5) 健康教育・相談の推進	
	(6) 心の健康づくりに向けた支援の充実		
	(7) 特定健康診査・保健指導等の充実		
	(8) 保健・福祉・医療の連携		
	2 医療体制の 充実 P53	(1) 医療体制の整備	①地域医療体制の整備促進
			②在宅医療体制の充実
			③医療救護体制の充実
④歯科保健医療の推進			
(2) 医療費の助成		①自立支援医療の給付	
		②重度心身障害者医療費の助成	
		③ひとり親家庭等の医療費の助成	
(3) 難病患者等への 支援	④こども医療費の助成		
	①難病患者通院費の助成		
②小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付			
第7章 障がい のある人の 社会参加の ための支援 P55	1 障がい児教 育・保育の充実 P57	(1) 障がい児教育・保育の充実	
		(2) 児童館・子育て支援センターでの支援の充実	
		(3) 就学支援・相談体制の充実	
		(4) 特別支援教育の推進	
		(5) 教職員の資質向上	
	2 就労に向け た支援の充実 P60	(1) 事業所等への普及・啓発の推進	
		(2) 就労の場の確保	
		(3) 就労相談の充実	
		(4) 職場環境の整備促進	
	3 様々な活動への参加促進 P60		

第5章 計画の方向性

第8章 地域福祉の推進 P61	1 障がいの理解・啓発の推進 P63	(1) 障がいのある人の理解促進	
		(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進	
		(3) 福祉教育の充実	
	2 地域福祉活動への支援 P64	(1) 住民参加型サービスへの支援	
		(2) ボランティア団体等の育成	
		(3) 当事者活動の育成・支援	
3 情報利便性の向上 P64			
第9章 障がいのある人が生活しやすいまちづくり P65	1 住みよい生活環境の整備 P66	(1) ユニバーサルデザインの推進	
		(2) 住宅環境の整備推進	
		(3) グループホーム等の整備促進	
		(4) 移動にかかる各種支援の充実	①福祉タクシー利用券の交付
			②心身障害者自動車等燃料費の助成
			③障がい児・者生活サポート事業
	(5) 安全な歩行空間の確保		
	(6) 公共交通の整備・充実		
	2 地域防災・安全対策の推進 P68	(1) 防犯対策の充実	
		(2) 防災知識の普及・啓発	
		(3) 避難支援体制の整備	
(4) 自主防災組織の整備			
(5) 防災資機材の確保			
第10章 第5期障がい福祉計画 P70	1 第5期障がい福祉計画の基本方針 P71		
	2 訪問系サービス P73	(1) 居宅介護（ホームヘルプ）	
		(2) 重度訪問介護	
		(3) 行動援護	
		(4) 同行援護	
		(5) 重度障害者等包括支援	
		(6) 訪問系サービスの実施率	
	3 日中活動系サービス P75	(1) 生活介護（デイサービス）	
		(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
		(3) 就労移行支援	
		(4) 就労継続支援（A型・B型）	①A型（雇用型）
			②B型（非雇用型）
		(5) 療養介護	
		(6) 短期入所（ショートステイ）	
	(7) 日中活動系サービスの実施率		

第10章 第5期 障がい福祉計画 P70	4 居住系サービス P82	(1) 共同生活援助（グループホーム）	
		(2) 施設入所支援	
		(3) 居住系サービスの実施率	
	5 その他の障害福祉サービス P84	(1) 相談支援（サービス等利用計画作成）	
		(2) その他の障がい福祉サービスの実施率	
		(3) 補装具費の支給	
		(4) 自立支援医療	
		(5) 療養介護医療	
	6 地域生活支援事業 P88	(1) 理解促進研修・啓発事業	
		(2) 自発的活動支援事業	
		(3) 相談支援事業	① 障害者相談支援事業（秩父地域自立支援協議会の運営含む。）
			② 基幹相談支援センター等機能強化事業
			③ 住宅入居等支援事業
		(4) 成年後見制度利用支援事業	
		(5) 成年後見制度法人後見支援事業	
		(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	
		(7) 日常生活用具給付事業	
		(8) 手話奉仕員養成研修事業	
		(9) 移動支援事業	
		(10) 地域活動支援センター事業	
		(11) その他の地域生活支援事業	① 紙おむつ給付事業
② 訪問入浴サービス事業			
③ 日中一時支援事業			
④ 知的障害者職親委託事業			
⑤ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業			
⑥ 芸術・文化講座開催等事業			
⑦ 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業			
(12) 地域生活支援事業の実施率			
7 成果目標 P104	(1) 福祉施設の入所者や精神病院入院者の地域生活への移行		
	(2) 精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
	(3) 地域生活支援拠点等の整備		
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	① 福祉施設から一般就労への移行	
		② 就労移行支援事業	
③ 就労定着支援事業			

第11章 第1期 障がい児福祉計画 P108	1 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本方針 P108	(1) 身近な場所で提供する体制整備	
		(2) 地域支援体制の構築	
		(3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	
		(4) 地域社会への参加・包容の推進	
		(5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備	
		(6) 障害児相談支援の提供体制の確保、「子ども・子育て支援新制度」との連携	
	2 障がい児を対象としたサービス P112	(1) 居宅介護（ホームヘルプ）	
		(2) 重度訪問介護	
		(3) 行動援護	
		(4) 同行援護	
		(5) 重度障害者等包括支援	
		(6) 短期入所（ショートステイ）	
		(7) 障害児相談支援	①障害児支援利用援助
			②継続障害児支援利用援助
		(8) 障害児通所支援	①児童発達支援
			②医療型児童発達支援
	③放課後等デイサービス		
	④保育所等訪問支援		
	⑤居宅訪問型児童発達支援		
	(9) 障害児入所支援	①福祉型障害児入所支援	
		②医療型障害児入所支援	
(10) 障がい児を対象としたサービスの実施率			
3 成果目標 P121	(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		
	(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
	(3) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置		
	(4) 放課後等デイサービスガイドラインの活用		
	(5) 受入体制の整備		

## 第6章 安心できる保健・医療の体制づくり

### 【障害者基本計画を踏まえた基本的考え方】

<b>保健・医療 の推進</b>	<p>精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めます。また、精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を検討します。</p> <p>障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。</p>
----------------------	---

### 【現状と課題】

妊婦健診や妊婦訪問により、妊娠期からの健康支援に努めています。

妊婦自身の精神的問題や経済的な問題を抱える家庭など困難事例も増えており、保健・福祉・医療等関係機関と連携を強化し、支援を充実していく必要があります。

乳幼児期においては、相談事業や健診を充実し発達に支援が必要な乳幼児の早期発見・支援の強化に努めています。新たに5歳児健診を開始したことで就学を見据えた支援にも力を入れています。

早期療育支援が必要な児童については、町が実施する「乳幼児健診事後指導教室」、秩父圏域2町(横瀬町、小鹿野町)で実施する「はぐくみ相談」、秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー(清心会)」実施の「埼玉県障害児等療育支援事業」及び秩父市にある「星の子教室(児童発達支援)」との連携を図り支援を行っています。

乳幼児期の支援の課題としては、発達障がい等の配慮を要する児童の早期発見・早期療育の仕組みを充実させ、子どもの成長に合わせて情報を引き継ぎ、一貫した福祉や医療、教育との連携体制の構築が求められています。

成人期においては、脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病の早期発見を目的に特定健康診査を実施しています。また、結果説明会や特定保健指導により生活習慣病の発症予防に努めています。秩父都市医師会と連携し、糖尿病性腎症化予防にも取り組んでいます。

特定健診の受診率向上、特定保健指導実施率向上など課題があります。

また、若年性認知症や高次脳機能障がいなどが疑われる人については、早期発見・早期診断及び治療につながるよう相談窓口を周知するとともに、精神障害者保健福祉手帳制度等の普及・啓発に努めていく必要があります。

精神保健事業として、「こころの健康相談」や「ソーシャルクラブ（精神障害者社会復帰支援事業）」を実施し、本人・家族の支援を行っています。

精神疾患に関する正しい知識の普及、福祉と連携した個別支援の充実が課題です。

障がいのある人の歯の健康づくりに関しては、秩父郡市歯科医師会の障害者歯科相談医が歯科保健相談や口腔衛生指導管理、訪問診療などを行い、より身近な地域で歯科治療が受けられるよう取り組んでいます。事業の周知に努めていく必要があります。

本計画の策定にあたって平成 29 年度実施のアンケート調査（障がい者調査）では、80.1%が通院していると回答していましたが、今後は、障がいのある人の高齢化や施設から在宅生活への移行の方向性を踏まえ、医療的ケアへの対応、在宅での療養支援についての環境整備を進めていくことが課題となっています。

難病患者に対しては、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ることが求められており、国の難病対策の動向についても注視していく必要があります。

精神障がい者に対しては、精神に障がいを抱えていても、安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを推進するため、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要があります。

## 【事業内容】

### 1 保健体制の充実

#### （1）妊婦健康増進事業の充実

医療機関に委託して妊婦健康診査を実施し、妊娠中の異常の早期発見と予防、妊婦の健康管理、低出生体重児の予防等に努めます。また、妊婦に対し妊婦訪問を実施し、妊娠期から切れ目のない支援の充実を図っています。

今後も、秩父地域外の医療機関とも連携し、継続して実施します。

## (2) 乳幼児健康診査・相談の充実

定期的に健診を実施し、乳幼児の疾病や発育・発達の遅れの早期発見・早期支援につながっています。発達課題がある児童の保護者には、気づきを促し、相談先の紹介や必要に応じ医療機関につなげています。

健康診査未受診者には受診勧奨を行い、それでも受診しない方へは、個別に対応しております。

### ① 乳幼児健康診査

3～4か月児健康診査、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児、5歳児（平成28年度より）健康診査の実施により、発育・発達等の乳幼児の健康状態の確認や発達等の課題の早期発見に努めます。

療育の受け皿が少なく、健診等で発達の課題がある児童が見つかって支援につながりにくい状況もみられます。

### ② 乳幼児健康相談

身体測定を行い、保健師が発達や育児に関する相談に応じるとともに、離乳食の試食や栄養士による栄養相談の充実を図ります。育児等に関する悩みが多く、平成28年度より相談員を増員しました。

今後も継続して、相談体制の維持を図ります。

### ③ ことば・運動発達の相談

言葉が出ない、発音がはっきりしない、集団行動が苦手、歩き方が気になるなどの成長発達で心配のある乳幼児の保護者の相談に応じます。

利用者が年々増加しており、事業拡大の必要がありますが、専門職の確保が困難です。また、秩父地域における療育の相談の場や専門体制が十分ではなく、つなげられる専門機関が少ない状況となっています。

### ④ 子育て相談

児童館や子育て支援センターでの相談窓口対応のほか、平成28年度より子育て世代包括支援センターを立ち上げ、専門職を配置し、日頃から子育ての悩み等に対応しています。

今後、専門職を確保し、充実した支援が可能な体制づくり、事業の見直しを図ります。

## (3) 健診後フォロー体制の充実

乳幼児健診事後指導教室、言語聴覚士による言葉の相談、理学療法士による運動の相談（はぐくみ相談）を実施しています。

今後は、専門職を確保し、充実した事業内容への見直しを図ります。

#### (4) 早期療育支援の充実

平成28年度、就学支援委員会に係る就学支援準備会に保健師も参加し、就学に向けて教育との連携を図っています。また、巡回相談等により地域の関係者との連携も行い、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目のない支援を実施しています。

平成28年度には、町内の保育所等を巡回し、保育士等に発達が気になる児童やその保護者への支援手法についての助言指導を行う巡回相談を行いました。

今後も、教育と医療、福祉、関係行政機関などが連携した支援体制の強化を図るために、充実した支援が可能な体制づくりに努めます。

#### (5) 健康教育・相談の推進

生活習慣病の発症を予防するため、ヘルシー講座やウォーキング教室等の健康教育事業により、生活習慣改善の必要性や改善の手段について啓発に努めるとともに、相談支援体制の充実も図っていきます。また、わくわくポイント事業やコバトン健康マイレージ事業により、楽しむという要素を取り入れることで生活習慣改善への動機づけを強化していきます。

#### (6) 心の健康づくりに向けた支援の充実

うつ病をはじめとした精神疾患について、講演会等により知識の普及・啓発に努めます。また、精神疾患により不安を抱える本人・家族への支援として「こころの健康相談」や訪問等による個別支援の充実に努めます。

「ソーシャルクラブ」では、回復途上にある精神障がい者がグループ活動を通して自立を図り、再発防止や重症化の予防に努めます。

#### (7) 特定健康診査・保健指導等の充実

生活習慣病のリスクがある人を早期に発見し、治療につなげるため、特定健康診査の受診率と、特定保健指導実施率の向上に努めます。秩父郡市歯科医師会、国保担当課とも連携して対策に取り組んでいきます。

また、後期高齢者医療被保険者や生活保護受給者の健康診査・保健指導についても充実に努めます。



[ソーシャルクラブの活動]  
(健康まつりに展示する作品づくり)

## (8) 保健・福祉・医療の連携

若年性認知症や高次脳機能障がい等、障がいが疑われる人に対し、早期発見、早期診断ができる体制の整備に努めるとともに、個々の障がいに応じた支援を行うことで、障がいの軽減や重症化の予防、社会復帰につなげ、障がいを持つ人たちがその人らしく地域で生活し続けられるよう、保健・福祉・医療との連携を推進します。

## 2 医療体制の充実

### (1) 医療体制の整備

障がいのある人が身近な地域で必要な医療等を受けられるよう、地域医療体制、在宅医療体制、医療救護体制の充実に努めます。

#### ① 地域医療体制の整備促進

障がいのある人が気軽に受診できるよう、秩父郡市内1市4町が連携し、秩父郡市医師会や関係機関の理解と協力を得ながら、地域の医療課題について検討・体制整備を促進します。

#### ② 在宅医療体制の充実

医療機関による障がいのある人への訪問診療、訪問看護などの在宅医療ケアの充実に向け、医療機関やサービス事業所等と連携の強化を図ります。

#### ③ 医療救護体制の充実

災害時に特別な配慮が必要となる障がいのある人の医療救護について、関係機関と対応の検討や情報共有に努めます。

#### ④ 歯科保健医療の推進

障害者歯科相談医についての周知を図り、歯科保健相談や口腔衛生指導管理、訪問診療など、より身近な地域で歯科治療が受けられるよう推進していきます。

### (2) 医療費の助成

自立支援医療等の制度についての周知を図り、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。

① 自立支援医療の給付

自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療から構成されています。本人や家族からの相談には、個別に対応し、必要に応じ自立支援医療やサービスの利用につなげています。

② 重度心身障害者医療費の助成

心身に重度の障がいのある人が、医療機関等で診療を受けた場合、医療費の一部負担金（健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金は除く）や低所得者に対し入院時の食事代を助成します。

③ ひとり親家庭等の医療費の助成

母子家庭、父子家庭、養育者家庭や父又は母に一定の障がいがある家庭の児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）<sup>※1</sup>を育てている家庭に対し、医療費の一部負担金（健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金は除く）を助成します。

④ こども医療費の助成

保護者の経済的負担を軽減し、子ども（18歳<sup>※2</sup>に達する日以後の最初の3月31日まで）の福祉の増進を図ることを目的に、子どもの医療費の一部負担金（健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金は除く）を助成します。

（3）難病患者等への支援

難病患者等に対し、難病患者通院費の助成及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に努めます。

① 難病患者通院費の助成

厚生労働省が定める難病等の治療のため町外の病院等へ通院している患者で、本町に住所を有する難病患者に対して通院に要した交通費の一部を助成します。

② 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児童が日常生活に必要とする便器や特殊マット等の日常生活用具を給付します。現在利用がなく、普及・啓発に取り組む必要があります。

---

※1 児童福祉法においては、児童を「満18歳に満たないもの」と定義しているが、国の障害児福祉手当は20歳未満の障がい児を対象としている。

※2 平成29年4月1日診療分から対象年齢を18歳に拡大しました。

## 第7章 障がいのある人の社会参加のための支援

### 【障害者基本計画を踏まえた基本的考え方】

<p>行政等における配慮の充実</p>	<p>障がいのある人がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、行政機関の窓口等における障がい児・者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等にあたっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、利便性への配慮に努めます。</p>
<p>雇用・就業、経済的自立の支援</p>	<p>障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。</p> <p>また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がい児・者の経済的自立を支援します。</p>
<p>教育の振興</p>	<p>障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、町民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限りともに教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。</p> <p>また、障がいのある人が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障がいの特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組みます。</p>
<p>文化芸術活動・スポーツ等の振興、国際協力の推進</p>	<p>障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、町民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進に寄与するものとします。</p> <p>また、スポーツ、レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。</p> <p>国際協力については、障害者権利条約の締約国として、障がい児・者施策を国際的な協調の下に推進するため、障がい分野における国際的な取組に積極的に参加するとともに、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーション等の分野を含め、障がい児・者施策を推進します。</p>

## 【現状と課題】

発達障がい等のある児童が増加傾向にある中で、個々の障がい特性に配慮し、子どもの発達に沿った一貫した教育・保育の充実を図っていく必要があります。

町内の保育所・幼稚園（私立）では、障がいのある児童について受入を行い、横瀬小学校及び横瀬中学校に特別支援学級<sup>※1</sup>（知的障害学級、自閉症・情緒障害学級及び言語学級（横瀬小学校のみ））を設置しているほか、近隣市町の通級指導教室や特別支援学校<sup>※2</sup>への通級・通学ができる体制ができています。

一方で、学齢期<sup>※3</sup>の障がいのある児童が、放課後や夏休み等に安心して過ごすことができる居場所として、現在、放課後等デイサービスを行う事業所が秩父市内に2か所ありますが、受入人数に限りがあるため、特別支援教育の充実とともに、障がいのある児童の地域での自立につながるよう、関係機関の連携を含めた支援体制の構築を図っていく必要があります。

特別支援教育を終えた後の、障がいのある児童の進路や地域生活の在り方も重要な課題であり、また、障がいのある人が地域で自立した生活を営んでいくために、安定した収入を確保するため雇用の確保が強く求められています。

アンケート調査（障がい児調査）では、仕事に必要な条件や支援として、「仕事内容が障がいや精神疾患の状況に適している」「納得できる収入が得られる」が比較的多く回答されました。また、アンケート調査（障がい者調査）では、同じ設問である仕事に必要な条件や支援として、「特にない」が35.6%と多いものの、「周りの人たちの障がいや精神疾患に対する理解」が18.5%、「事業主の障がいや精神疾患に対する理解」が17.1%、「仕事内容が障がいや精神疾患の状況に適している」が14.4%となっています。

---

※1 特別支援学級：障がいの種類により、知的障害学級、情緒障害学級、難聴学級、弱視学級、病弱・身体虚弱学級、肢体不自由学級、言語障害学級などに分けられる。

※2 特別支援学校：「学校教育法」により、養護学校、盲学校、聾（ろう）学校が特別支援学校に定められている。

※3 学齢期：学校に就学して教育を受けることが適切とされる年齢のこと。日本では、概ね満6歳から満15歳までの9年間が該当する。

町では、「秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ」にちちび定住自立圏事業として委託し、障がいのある人の就労相談や職場開拓、職場定着支援等の事業を行っていますが、関係機関との連携を一層強化しながら、地元企業等への就労の確保・増大とともに、障がいのある人の雇用促進に向けた環境づくりを進める必要があります。アンケート調査（障がい者調査）では、仕事の不満や困っていることとして、「特にない」や「今の仕事に満足している」が比較的多いものの、「収入が少ない」や「受け入れてくれる職場がない」「通うのが大変である」などの回答もみられました。

また、障がいのある人の文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等への参加を促進するとともに、より多くの分野において障がいのある人の参加が可能な環境づくりを進めていく必要があります。

## 【事業内容】

# 1 障がい児教育・保育の充実

## (1) 障がい児教育・保育の充実

障がいのある児童が子ども・子育て支援法による教育・保育等を利用できるよう必要な支援を行います。

町の保育所では、障がいのある乳幼児の受入体制を充実するとともに、児童館では特別支援学級及び特別支援学校に通う児童の放課後児童クラブについて関係機関と連携を図ります。

障がいがあっても集団教育に適應できる幼児については、幼稚園（私立）での受入を働きかけていきます。

子どもの障がいが“気になる”段階からの支援を充実するため、保育所・幼稚園等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回訪問を実施します。

平成28年度、保育所では保育士を加配し、障がいのある児童の受入を行い、発達に応じた保育を行いました。また、保育士の資質向上のため、研修会にも参加しています。

放課後児童クラブでは、特別支援学校、特別支援学級に通学する児童の受入を行い、学校等と連携を図り、個々の状況に配慮した保育を行いました。

配慮を要する児童の増加に伴い、今まで以上に一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

## (2) 児童館・子育て支援センターでの支援の充実

児童館や子育て支援センター（保育所内）において、障がいのある児童の利用について、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、保健師等と連携を図り、支援体制の充実を図っていきます。

## (3) 就学支援・相談体制の充実

町の就学支援委員会等関係機関との連携を密にして、障がいのある児童・生徒に対し、適切な就学支援と一貫した相談支援体制を推進します。また、子育て支援課による巡回相談等により地域の関係者との連携、就学前に教育委員会による就学相談へつなげるなど、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目のない支援を進めていきます。

また、特別支援教育コーディネーター※を中心とする校内就学支援委員会の充実を図り、特別支援学校とも緊密に連携するなどして、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を進めていきます。さらに、教育と医療、福祉、関係行政機関などが連携した支援体制の強化を図るために、充実した支援が可能な体制づくり、事業の見直しを行っていきます。

---

※ 特別支援教育コーディネーター：発達障がい者の特別支援をするための教育機関や医療機関への連携、その者の関係者（家族など）への相談窓口を行う専門職を担う教員のこと。

#### (4) 特別支援教育の推進

知的障がいをはじめ、発達障がい※<sup>1</sup>である学習障がい（LD）※<sup>2</sup>、注意欠陥多動性障がい（ADHD）※<sup>3</sup>、自閉症スペクトラム※<sup>4</sup>等、特別なニーズのある児童・生徒が適切な支援を受けられるよう特別支援教育の推進を図ります。平成26年度には横瀬中学校に特別支援学級を設置、平成27年度には横瀬小学校特別支援学級に言語学級を増設し、小中連携して特別支援教育を推進するとともに、各児童・生徒及び保護者の個別のニーズに応じた支援を行っています。特別支援学級と通常学級との交流・共同教育、また特別支援学校からの支援籍児童の受入など、保護者との合意形成を図りながら多様な学びを提供しています。

今後も秩父郡市内の各教育委員会と連携し、秩父郡市内の各幼稚園や保育所で作成する、個別の支援が必要な就学児について記載する「連携シート」を一層活用し、特別支援教育の推進を図ります。

#### (5) 教職員の資質向上

様々な障がいについて教職員の理解を促進するとともに、障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた適切な指導ができるよう、個別の教育支援計画（プランA）と個別の指導計画（プランB）を作成し、中・長期的な視点に立った教育計画の立案を行っています。また、ユニバーサルデザイン※<sup>5</sup>の視点を取り入れた授業を推進するための資料を作成し、各学校における児童・生徒一人ひとりを大切にした授業づくりに努めています。

今後は、通常学級を含めたすべての学級で特別支援教育を行う意識を高めるため、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業をさらに推進します。

---

※1 発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの

※2 学習障がい（LD）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態

※3 注意欠陥多動性障がい（ADHD）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

※4 自閉症スペクトラム：3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの

※5 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

## 2 就労に向けた支援の充実

### (1) 事業所等への普及・啓発の推進

ハローワーク（公共職業安定所）や「秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ」等の関係機関と連携し、町内及び広域の事業所に対し、障がいのある人の雇用について普及・啓発を行います。

### (2) 就労の場の確保

一般就労が困難な障がいのある人については、福祉的就労の拡大を図るため、秩父地域自立支援協議会「はたらく部会」において、職場における障がい受容の促進やアセスメント体制の整備などの検討を行い、多様な就労の場の確保に努めていきます。

### (3) 就労相談の充実

「秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ」と連携し、就職するにあたり訓練等が必要な場合には就労支援サービスの支援を行っています。今後も、個々に応じた職場が得られるよう努めるとともに、障害者年金や特別障害者手当、障害児福祉手当等についても、制度の周知や相談について強化を図ります。

### (4) 職場環境の整備促進

「秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ」と連携し、就労環境の改善指導、作業指示の助言など障がい者と職場のギャップを埋める支援を行います。

## 3 様々な活動への参加促進

障がいのある人や障がいのある児童が、生きがいづくりや地域の人々との交流につながるよう、秩父郡市障害者高齢者ふれあいスポーツ大会等の参加など環境づくりを進めます。

## 第8章 地域福祉の推進

### 【障害者基本計画を踏まえた基本的考え方】

<p>情報利便性の向上及び意思疎通支援の充実</p>	<p>障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し意思表示や意思疎通を行うことができるように、情報通信における情報利便性の向上、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等、情報の利用における利便性の向上を推進します。</p>
<p>差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p>	<p>社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、町、障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や町民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図ります。</p> <p>また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて虐待を防止するとともに、権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進します。</p>
<p>自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p>	<p>自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。</p> <p>また、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障がいのある人の地域移行を一層推進し、必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めます。</p> <p>また、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、福祉用具の利用支援等に着実に取り組みます。</p>

### 【現状と課題】

障がいのある人が地域で暮らしやすくしていくためには、障がいのある人に対する住民の理解が不可欠であることから、町民のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を進めていく必要があります。

平成28年4月に施行された障害者差別解消法及び障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の一部を改正する法律を踏まえ、秩父郡市内1市4町合同で障害者差別解消を目的とした講演会を実施するなど、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を行っています。

アンケート調査（障がい者調査）では、回答者の33.8%が障がい等を理由に差別等を受けたことが「ある」と回答していました。

住民の障がいのある人への理解を促進するために、町では、「健康まつり」や「障がいのある人たちの作品展」等のイベントを通じて、障がいのある人に対する住民の理解促進に努めています。また、小学校や中学校においては車いす体験や手話の学習、障がい者施設等でのボランティア体験等の福祉教育を推進しています。

障害者権利条約では、すべての人のために不可欠な権利として利便性の保障を位置づけており、障がいのある人が円滑に情報を取得・利用できるように、情報利便性の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等が求められており、町では、手話通訳者、要約筆記員の派遣事業を実施していますが、より一層の拡充を検討する必要があります。

また、アンケート調査（障がい一般調査）では、回答者の16.8%が福祉ボランティア活動の経験があり、福祉ボランティア活動の活動意向についても44.7%が「活動したい」と回答しています。実施したい福祉ボランティア活動は「社会福祉施設などでのお手伝い（39.8%）」や「障がいのある人の交流イベントなどの手伝い（39.8%）」「家事や買い物など日常生活の援助（36.4%）」が多く回答されています。

今後も、地域で障がいのある人を支える人材の確保・育成を進めるため、サービスを担う人材の養成と確保、ボランティア等の育成に努めていくとともに、障がいのある人同士によるピアカウンセリング、ピアサポート（仲間同士の助け合い）等の支援の在り方についても検討していく必要があります。

## 【事業内容】

## 1 障がいの理解・啓発の推進

## (1) 障がいのある人の理解促進

地域住民の障がいや障がいのある人に対する理解を促進するとともに、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等について、さらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行ってまいります。具体的には、障がい者サービスについての広報をはじめ、手話奉仕員研修、障害者週間の期間中「障がいのある人の作品展」の開催、あいサポート運動養成講習会などを実施してまいります。

## (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向け、秩父郡市内1市4町による差別解消講演会の開催、自立支援協議会内に差別解消支援地域協議会の設置等、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

## (3) 福祉教育の充実

障がいのことや障がい福祉についての話を聞く機会を設けるとともに、ボランティア学習の推進等により福祉教育の充実を図ります。

小中学校では、人権教室として、町人権擁護委員や秩父地域の手話サークル等のボランティアとともに、様々な障がいへの理解を深め、体験活動等を行っています。

また、社会福祉協議会と連携し、中学生が町内各所の福祉施設等へボランティア参加を行っています。

さらに、特別支援学校での合同学習発表会へ小中学校から児童・生徒が参加し、交流事業を行っています。

今後も、各方面の外部機関と連携し、障がいについて学び体験できる機会を確保してまいります。



[学校における点字の学習]

## 2 地域福祉活動への支援

### (1) 住民参加型サービスへの支援

町内の高齢者や身体の不自由な方などが利用できる事業として、ブコーさんの支え愛事業を行っています。外出の付き添い、ゴミ捨て、草むしりなど、ボランティアスタッフがサービスにうかがっています。

### (2) ボランティア団体等の育成

社会福祉協議会におけるボランティアセンターでの活動や地域パワーアップ助成金を活用し、団体の育成を行っています。

### (3) 当事者活動の育成・支援

秩父郡市精神保健福祉会への補助や身体障害者福祉会への補助を行い、悩みの共有や当事者活動の育成支援を行っています。

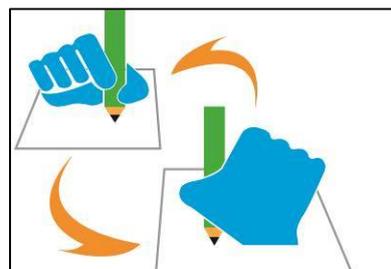
## 3 情報利便性の向上

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、筆談マーク\*の設置や筆談用具の整備、手話通訳士等の派遣事業を実施しています。

また、広報よこぜや町ホームページへの福祉サービスの掲載により情報提供の充実に努めています。

※ 筆談マーク：全日本ろうあ連盟が策定した右のマーク。

筆談を必要としている人（ろう者等、音声言語障がい者、知的障がい者、外国人なども含む。）が提示した場合は「筆談で対応をお願いします」を意味する。また、窓口等が提示した場合は「筆談で対応します」を意味する。



## 第9章 障がいのある人が生活しやすいまちづくり

### 【障害者基本計画を踏まえた基本的考え方】

安全・安心な生活環境の整備	障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、安全に安心して生活できる住環境の整備、移動しやすい環境の整備、利便性に配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、生活環境における社会的障壁の除去を進め、利便性の向上を推進します。
防災、防犯等の推進	障がいのある人が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。また、犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

### 【現状と課題】

障がいのある人が地域で暮らしやすくしていくために、国においては、公営住宅のバリアフリー化の促進や障がいのある人向けの公共賃貸住宅の供給の推進、住宅セーフティネット法に基づく民間賃貸住宅への円滑な入居の促進などの取組が進められています。また、町では住宅支援として、秩父郡市内1市4町合同で相談支援事業所に委託し、不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続支援等の住宅入居支援事業を行っています。

アンケート調査（障がい者調査）では、住宅対策として「住宅改修費の助成制度（25.0%）」や「障がいに配慮した公営住宅の建設（10.6%）」「家賃の助成制度の整備（9.7%）」が多くみられました。

また、外出時の不便については、「交通の便がよくない、公共交通が利用しづらい（12.7%）」や「休憩できる場所が少ない（11.6%）」「歩道の整備が悪い（10.1%）」「障がい者用駐車場がない、又は少ない（9.5%）」が多くみられました。

引き続き、住宅支援、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに対する意識向上をより推進し、生活環境の改善を進めていく必要等があります。

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、防犯対策や事故防止、火災や地震等の被害を防ぐ防災対策を充実しておくことが重要です。

アンケート調査（障がい者調査）では、避難する場合、不安に思うこととして「避難場所での生活が心配（47.2%）」や「避難場所がわからない（15.7%）」「災害時の情報入手が困難（12.5%）」が多くみられました。

特に、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、知的障がい等の障がいのある人は、災害時や緊急時の対応に困難を伴うことが多く、被害にあう危険性が高いことから、町では、福祉避難所として公共施設2か所、民間施設4か所を指定するなどし、その対応の充実に努めています。

町では、「防災の日」や「防災週間」における災害時の避難対策についての啓発活動、交通安全週間での高齢者等の交通安全対策等を行っているほか、全世帯を対象として防災行政無線の戸別受信機の貸与を行い、災害時における避難勧告等の発令体制を整備しています。

また、「横瀬町地域防災計画」に沿って障がいのある人や高齢者等の避難行動要支援者の安全確保と対応方法について定めています。

## 【事業内容】

### 1 住みよい生活環境の整備

#### （1）ユニバーサルデザインの推進

障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに対する意識向上を図ります。

#### （2）住宅環境の整備推進

身体に重度の障がいのある人の日常生活の環境改善、介護者の負担の軽減及び自立更生を促進するため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障がいに応じ使いやすく改造するための費用について助成しています。

#### （3）グループホーム等の整備促進

障がいのある人の地域での自立と安心できる生活の場の確保に向けて、秩父郡市内1市4町や民間福祉施設との連携のもと、基準該当施設の登録を行い、サービス施設の充実を図るなど、グループホーム等の整備を促します。

#### (4) 移動にかかる各種支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化・進行する病気への対応や社会参加を支援するため、移動にかかる支援の充実を図ります。

##### ① 福祉タクシー利用券の交付

重度の障がいのある人の社会生活圏を拡大させるため、福祉タクシー券を交付します。平成27年4月より対象者を拡大し、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方も対象としました。

##### ② 心身障害者自動車等燃料費の助成

心身に障がいがある人の外出支援に用する自動車やバイクの使用に伴う燃料費の一部を助成しています。

##### ③ 障がい児・者生活サポート事業

障害者手帳を取得している方や難病等の方の地域生活を支援するため、障がいのある人やその家族の必要性に応じて、町が認定した団体が、一時預かり、送迎、外出支援等のサービスを行っています。

#### (5) 安全な歩行空間の確保

歩道や交通安全施設等の適正な整備・改修を進め、安全な歩行空間の確保に努めます。また、視覚障がいのある人を安全に誘導できる歩道のネットワーク化に努めます。

#### (6) 公共交通の整備・充実

障がいのある人や高齢者等の交通弱者をはじめとする町民の日常生活上必要な交通手段を確保するため、町民ニーズ等に配慮しながら、快適で利便性の高いバス運行等の整備・充実に努めます。コミュニティバスの有償旅客運送を平成28年4月より開始し、障害者手帳所持者は、運賃免除（第1種の場合は、介護者1名も免除。）としました。また、西武観光バスの路線バスでは、ノンステップバスも導入しています。



[バリアフリー化の推進]

(多目的トイレの整備)

## 2 地域防災・安全対策の推進

### (1) 防犯対策の充実

秩父警察署主催の防犯キャンペーン等への協力や防犯活動団体との連携を強化しており、警察による定期的な町内パトロールも要請しています。

さらに、平成28年度には役場庁舎にも防犯カメラを設置し、町民の見守りを強化しました。

また、メール配信システム「安心・安全メール」にて、町内で発生した事件について情報発信を行うことで町民に対して情報共有を図っています。

町内の防犯活動団体の最新動向が管理できておらず、防犯活動団体の活動継続有無や新たな自主防犯活動団体の有無等の最新情報の把握が課題となっています。

### (2) 防災知識の普及・啓発

防災に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、地域の避難場所や避難経路についての情報の浸透と防災意識の高揚を図ります。平成28年度に指定緊急避難場所（26か所）、指定避難所（9か所）、福祉避難所（6か所）を指定するとともに、町ホームページに掲載しています。平成29年度は、土砂災害ハザードマップを作成し每户配布をしています。

### (3) 避難支援体制の整備

民生委員・児童委員と協力し、避難行動要支援者名簿を作成（毎年更新）するとともに、避難行動要支援者の個別計画を策定しており、民生委員・児童委員の負担が大きい状況です。なお、希望者にはヘルプカード<sup>※1</sup>やオストメイトカード<sup>※2</sup>を配布しています。

平成28年度に横瀬町地域防災計画を一部改訂し、要配慮者対策を推進しています。また、福祉施設での避難訓練を実施しました。

自然災害で停電や交通まひが心配される場合は、注意喚起する場合があります。

---

※1 ヘルプカード：緊急連絡先や必要な支援内容などを記載しておくことで、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの

※2 オストメイトカード：ストマに関する情報を記載したカード。緊急時や災害時など、自分ではストマ装具を準備できない場合などに、援助者にカードを提示することで迅速に対応することができます。ストマ装具の種類や購入先を管理・確認するためにも重要です。

#### (4) 自主防災組織の整備

障がいのある人や高齢者等の災害弱者に対する地域住民を中心とした自主的な防災組織の整備を進めます。町と自主防災組織が連携した避難訓練では、避難行動要支援者の救助・救援を実施しています。

#### (5) 防災資機材の確保

毛布や救出救護用品などの防災資機材や飲料水をはじめとする備蓄食糧、医薬品、避難所備品等について、障がいのある人への対応に配慮し、総務課（町防災担当課）・町社会福祉協議会と連携して必要量の確保を進めます。アルファ米やパン等のやわらかい食糧の備蓄も進めるとともに、乳幼児用の粉ミルク、ほ乳瓶、子ども、大人の紙おむつ、女性用品の備蓄も進めています。



[福祉避難所]  
(横瀬町総合福祉センター)

## 第10章 第5期障がい福祉計画

### 【現状と課題】

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業<sup>※</sup>の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

第5期障がい福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、その他の指定障がい福祉サービス及び指定相談支援等については、平成30年度から平成32年度までの各年度の計画値とその計画値を確保するための方策を定めます。

秩父地域全体を通じて、障がいのある人の日中活動の場が不足傾向にあり、事業者等と連携し、サービス提供体制を充実していく必要があります。

サービス等利用計画については、指定特定相談支援事業所と連携しており、相談支援事業所は町内に2か所ありますが、秩父郡市内1市4町では計画を立てられる有資格者が不足している現状です。そのため、有資格者確保のための支援が必要となっています。

また、児童福祉法に基づく障がい児への相談支援についても、事業の確保を図っていく必要があります。さらに、放課後等デイサービスの受入人数の拡充も課題となっています。

一方、社会保障審議会障害者部会報告書において、「障がい福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行うべきである」との指摘を受け、高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに「共生型サービス」が位置づけられました。

今回の第5期障がい福祉計画では、第4期（平成27年度から平成29年度）にかかる事業ごとのサービス計画値について実施状況と課題についてまとめ、その結果を踏まえて計画値確保のための方策を立て、平成30年度から平成32年度までの計画を定めています。

※ 地域生活支援事業：各市町村の地域の実情に応じて柔軟に実施する事業。障害者相談支援事業や成年後見制度利用支援事業などがある。

## 1 第5期障がい福祉計画の基本方針

障がい福祉計画は、次の5つの基本方針に基づいて推進します。

### 基本方針1：サービス提供体制の充実

障がいのある人の多様なニーズに対応できるよう、訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、専門職の確保や事業者の参入に努めながら、適正なサービス提供が行えるような体制を整備していきます。障がいのある人の高齢化や重度化に対応できるよう、医療と福祉や、秩父郡市内1市4町による連携を強化し、医療的ケアに対応可能な事業所の誘導についても図っていきます。

### 基本方針2：就労に向けた支援の充実

障がいのある人の地域における自立を支援するため、雇用・就労の支援に向けた取組を推進します。福祉施設から一般就労への移行に際しては、就労に向けたアセスメントのできる人材の確保を含めた就労アセスメント体制の構築に努めます。また、福祉施設や教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）や「秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ」、地域の企業と協力し、広域的に雇用の促進に努めます。

### 基本方針3：居住の場の確保に向けた支援の充実

障がいのある人の地域移行を進めるとともに、障がいのある人が地域で自分らしい暮らしを実現していくことができるよう、障がいに応じた居住の場の確保に努めます。共同生活援助については、既存住宅の活用や民間賃貸住宅の借上げ等、地域の社会資源を活用するなど、既存の事業所や秩父郡市内1市4町と連携し、グループホームの設置を促進していきます。

#### 基本方針4：障がい児への支援体制の充実

障がい児の特性に配慮し、ライフステージに沿った一貫した支援が行われるよう、障がい児の相談支援体制の構築をはじめサービス提供体制の充実を図ります。療育支援の場や、学齢期の障がい児の居場所、医療的ケアの必要な重症心身障がい児への支援についても、関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の確保に努めます。

#### 基本方針5：相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、サービスの利用を支える相談支援体制が不可欠です。障がいのある人が必要とするサービスを適切に利用できるよう、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、相談支援体制づくりの構築に努めます。また、身体障害者相談員や知的障害者相談員との連携を強化し、身近な相談支援体制の充実を図るとともに秩父地域自立支援協議会を活用し、幅広いニーズに対応できるネットワークづくりを推進します。

## 2 訪問系サービス

### (1) 居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活に支障のある障がいのある人を対象に、ホームヘルパーが自宅での入浴、排泄、食事の介護等を行います。

### (2) 重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者（身体障がい）や重度の知的・精神の障がいにより著しい行動障がいを有する人を対象に、自宅での入浴、排泄、食事の介護や、外出時における移動支援、見守り等を総合的にを行います。

### (3) 行動援護

知的・精神に重度の障がいのある人が行動するときに、自傷、異食、徘徊等による危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

### (4) 同行援護

重度の視覚障がいのある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

### (5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス等利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	計画値	9人	10人	11人
		135時間	150時間	165時間
行動援護／同行援護 重度障害者等包括支援 【障がい者・障がい児の合算】	実績	12.5人	14.0人	15.8人 <sup>※1</sup>
		95.0時間	99.0時間	112.0時間 <sup>※2</sup>
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>居宅介護については、利用者は増え、利用時間数も少しずつ伸びており、なかでも同行援護の利用が増えています。行動援護や同行援護は、専門職の確保が難しいことから訪問系サービスの充実が課題となっています。</p>				

※1 平成29年度は4～5月のみ。以降同じ

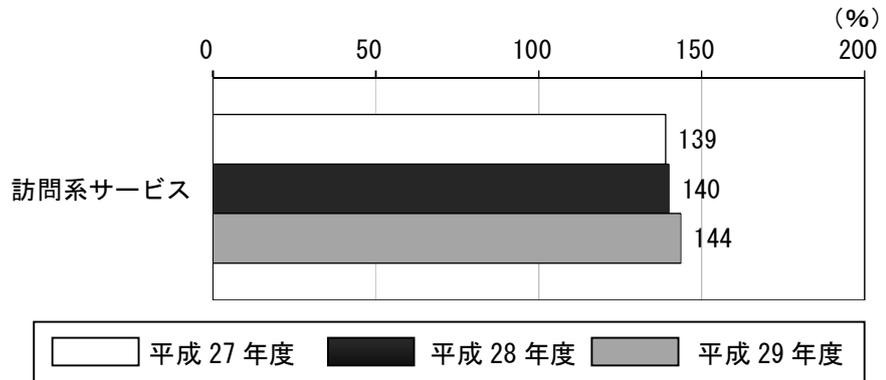
※2 平成29年度は4～7月のみ。以降同じ

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護		17人	18人	19人
		120時間	130時間	140時間
行動援護／同行援護 重度障害者等包括支援 【障がい者・障がい児の合算】				
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>居宅介護については、単身生活や介護者の負担を軽減するため、地域の相談支援体制の充実を図り、関係機関と連携してサービス調整を行い、適正なサービス提供が行えるような体制を整備していきます。</p>				

(6) 訪問系サービスの実施率



※ 実施率=実績/計画値 (ひと月あたりの利用人数)

### 3 日中活動系サービス

(1) 生活介護 (デイサービス)

常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設等の施設で、入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を行います。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護 (デイサービス)	計画値	18 人	19 人	20 人
	実績	23.0 人	19.9 人	16.8 人

【実施状況と今後の課題】

生活介護については、利用者が亡くなる等の理由から減少していますが、今後障がい者の高齢化等により、需要が増えることが予想されます。

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は1か月あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護（デイサービス）	20人	21人	22人
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>生活介護については、障がい者の高齢化等により、今後需要が増えることが予想されることから、利用者のニーズに合わせた活動内容の充実に努めます。</p>			

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	計画値	1人	1人	1人
	実績	0.0人	0.0人	0.0人
自立訓練（生活訓練）	計画値	1人	1人	1人
	実績	0.0人	0.0人	0.8人
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>これまで機能訓練の利用はなく、生活訓練1人の利用で計画値を下回っています。機能訓練や生活訓練のサービスは、有期限のサービスであることからサービス利用につながりにくく、事業所の新規参入も難しい状況です。</p>				

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は1か月あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	1人	1人	1人
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>自立訓練については、制度の周知を図るとともにサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。</p>			

### (3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、事業所内や企業における作業・実習など就労に必要な訓練や、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

#### 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	計画値	1人	1人	1人
	実績	0.6人	1.1人	2.0人
<b>【実施状況と今後の課題】</b> 就労移行支援については、利用者が伸びています。発達障がいや高次脳機能障がいのある人、若年性認知症の人等、就労に向けた日中活動場の確保なども地域全体の課題となっており、広域的な取組が必要となっています。				

#### 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は1か月あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	2人	2人	2人
<b>【計画値確保のための方策】</b> 適正なサービス利用を進めるため、制度の周知を図るとともにサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。			

### (4) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ① A型（雇成型）

利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ② B型（非雇成型）

一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。障害者優先調達推進法を活用し、工賃のアップにつながるよう取組を進めます。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
A型(雇成型)	計画値	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
B型(非雇成型)	計画値	16人	17人	18人
	実績	11.4人	11.8人	14.5人

【実施状況と今後の課題】

就労継続支援A型については、地域に施設がないために利用がなく、計画値を下回っています。就労継続支援B型についても、増加傾向にありますが、計画値より少ない状況です。

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は1か月あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
A型(雇成型)	1人	1人	1人
B型(非雇成型)	15人	16人	17人

【計画値確保のための方策】

就労継続支援B型事業所の利用希望者については、現状を踏まえ増加傾向で見込んでいます。個々の対象者の年齢層や作業能力等に応じたサービス基盤の整備に努めます。



[障がい者の就労]  
(障がい者によるパンの販売)

## (5) 療養介護

医療を要する障がいがあり、常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。

## 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	計画値	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
<b>【実施状況と今後の課題】</b> 療養介護については、現在利用者がいないため、計画値を下回る実績になっています。また、地域に施設がないため、遠隔地にある施設との連携を密にし、利用者の状況に応じた対応が必要です。				

## 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は1か月あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	1人	1人	1人
<b>【計画値確保のための方策】</b> 療養介護については、現状を踏まえ、今後も同様の計画値を見込んでいます。			

(6) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護している人が病気等の理由で、一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

（数値は1か月あたり）

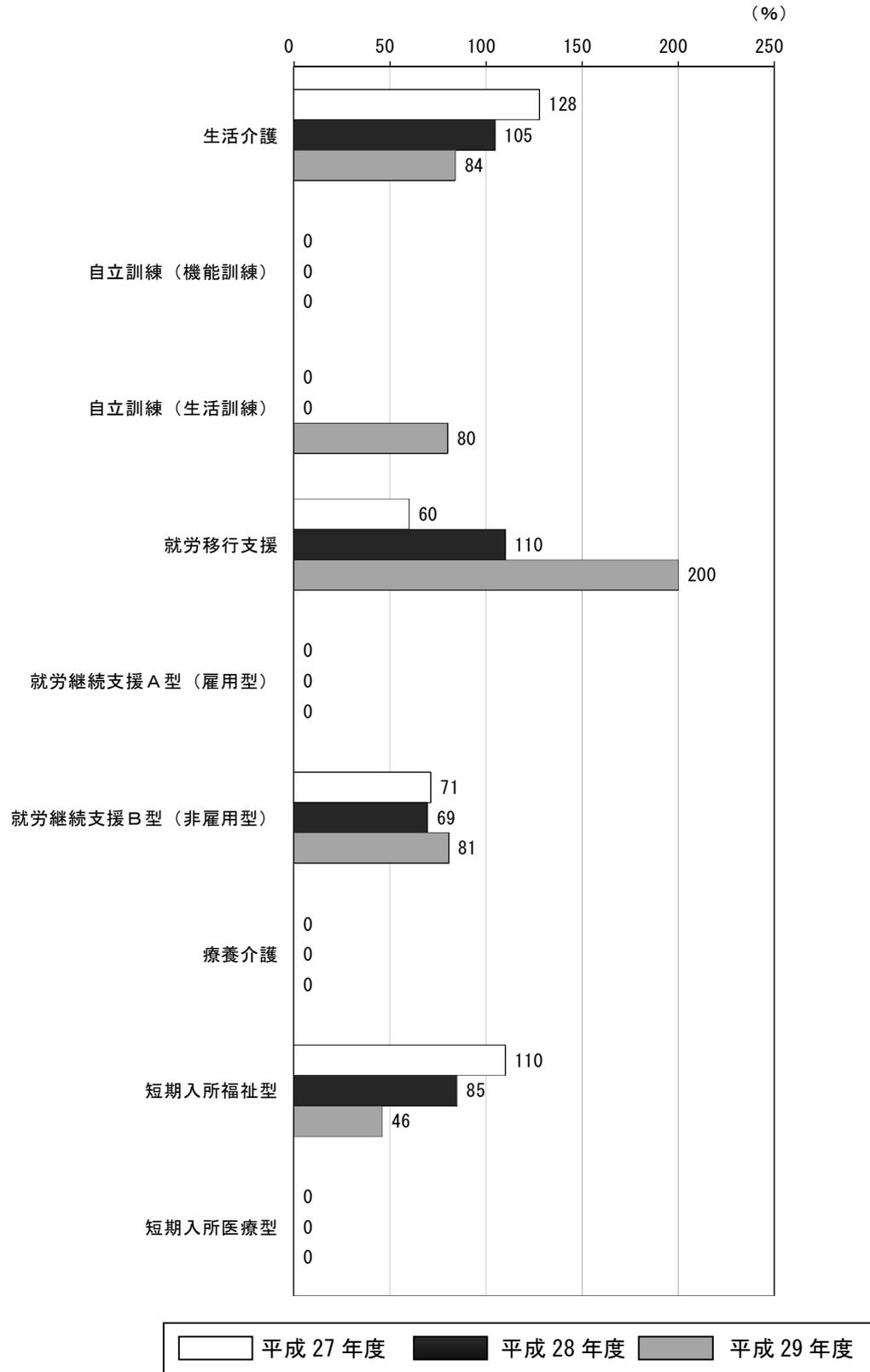
サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所（ショートステイ） 福祉型【障がい者・障がい児の合算】	計画値	3人	4人	5人
		36人日	48人日	60人日
	実績	3.3人	3.4人	2.3人
		49.8人日	45.5人日	28.3人日
短期入所（ショートステイ） 医療型【障がい者・障がい児の合算】	計画値	1人	1人	1人
		14人日	14人日	14人日
	実績	0人	0人	0人
		0	0	0
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>短期入所について、アンケート調査では、介護者の事情等による家族支援サービスとしての利用希望は18.1%ありますが、実際に利用する者は少ない傾向にあります。このことから、利用者に対するサービス調整やサービス提供体制の確保に努めるとともに、施設情報の提供等による利用率の向上を図っていく必要があります。</p>				

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

（数値は1か月あたり）

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（ショートステイ）福祉型 【障がい者・障がい児の合算】		3人	4人	5人
		30人日	35人日	40人日
短期入所（ショートステイ）医療型 【障がい者・障がい児の合算】		1人	1人	1人
		14人日	14人日	14人日
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>短期入所については、現在の利用状況を踏まえ、入所施設や相談支援事業者等の関係者と連携を図り、必要に応じてサービスを確保できるよう努めます。</p>				

(7) 日中活動系サービスの実施率



※ 実施率＝実績/計画値（ひと月あたりの利用人数）

## 4 居住系サービス

### (1) 共同生活援助（グループホーム）

介護を要する障がいのある人に、共同生活の場において入浴、排泄、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。

#### 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

（数値は1か月あたり）

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助（グループホーム）	計画値	10人	11人	12人
	実績	9.0人	9.1人	8.0人
<b>【実施状況と今後の課題】</b> 共同生活援助については、利用者が横ばい傾向にあります。今後は利用者の増加を勘案し、障がいに応じた居住の場の提供など必要量を確保していく必要があります。				

#### 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

（数値は1か月あたり）

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助（グループホーム）	9人	10人	11人
<b>【計画値確保のための方策】</b> 共同生活援助については、既存住宅の活用や民間賃貸住宅の借上げ等、地域の社会資源を活用するなど、既存の事業所や秩父郡市内1市4町と連携し、グループホームの設置を促進し、サービス計画値の確保に努めていきます。			

## (2) 施設入所支援

主に夜間に介護を必要とする身体・知的・精神に障がいのある人を対象に、入所施設において入浴、排泄、食事の介護等を行います。

## 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	計画値	8人	8人	7人
	実績	8.0人	7.7人	7.0人

## 【実施状況と今後の課題】

施設入所支援については、利用者が横ばい傾向にあります。今後、介護者の高齢化等により、入所施設の利用者ニーズは増加すると見込んでいます。

## 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

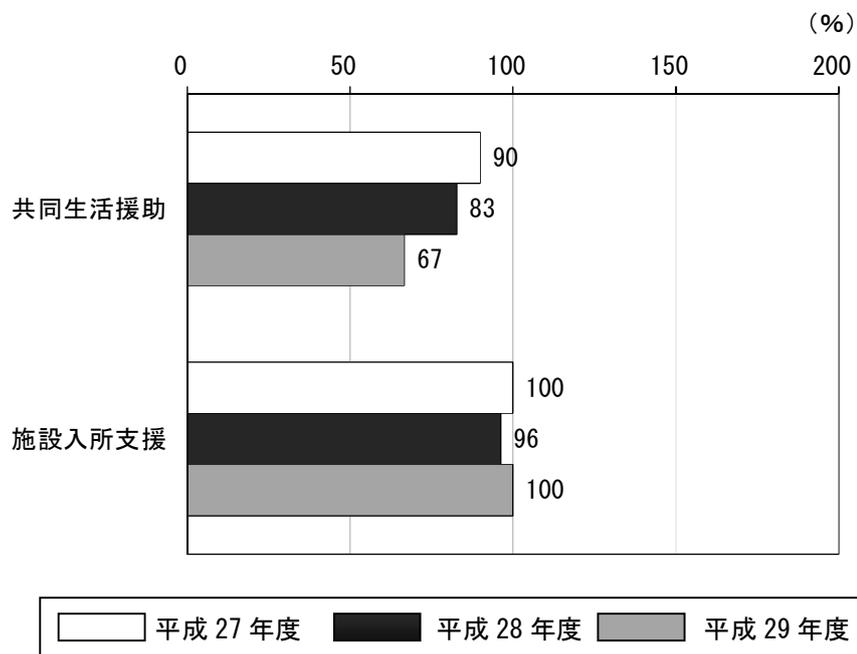
(数値は1か月あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	8人	8人	8人

## 【計画値確保のための方策】

施設入所支援が真に必要な利用者に対して適正な支援が行えるよう、計画相談支援事業所等と連携し、サービス計画値の確保に努めていきます。

### (3) 居住系サービスの実施率



※ 実施率＝実績/計画値（ひと月あたりの利用人数）

## 5 その他の障がい福祉サービス

### (1) 相談支援（サービス等利用計画作成）

障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に対して、「サービス等利用計画」（案）の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

## 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は1か月あたり)

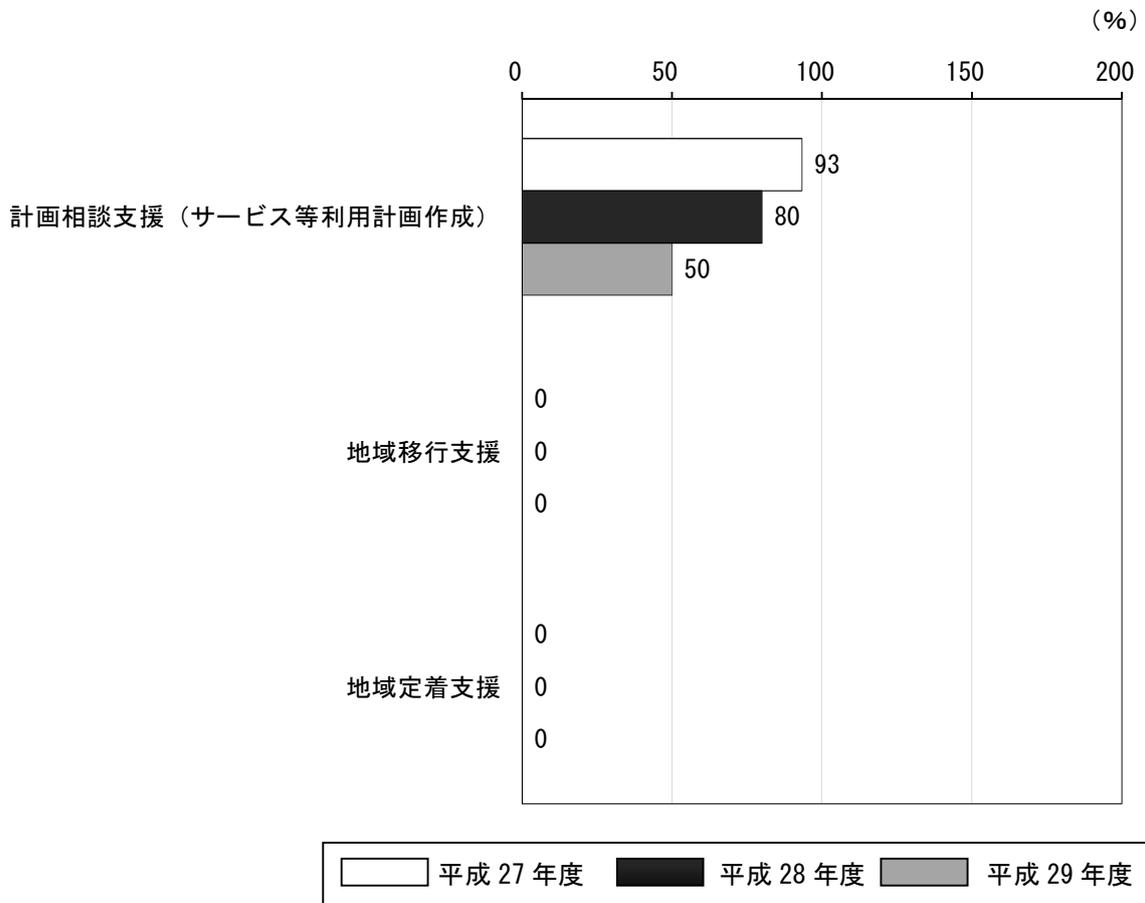
サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	計画値	6人	7人	7人
	実績	5.6人	5.6人	3.5人
地域移行支援	計画値	1人	1人	1人
	実績	0.0人	0.0人	0.0人
地域定着支援	計画値	1人	1人	1人
	実績	0.0人	0.0人	0.0人
<b>【実施状況と今後の課題】</b> 計画相談支援は、計画値を下回っているものの、秩父郡市内1市4町では、相談支援専門員が不足しており、専門員の確保が課題となっています。				

## 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は1か月あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援(サービス等利用計画作成)	4人	5人	6人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人
<b>【計画値確保のための方策】</b> 計画相談支援については、サービス提供事業者や関係機関との連携のもと相談支援事業者と協議の上、利用計画の作成に努めます。			

(2) その他の障がい福祉サービスの実施率



※ 実施率=実績/計画値（ひと月あたりの利用人数）

(3) 補装具費の支給

身体機能を補い、長期に継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての支給を行います。支給件数が予測しづらいことから柔軟な対応が求められています。

今後も第4期の実績に基づき、補装具給付事業の充実を図ります。

#### (4) 自立支援医療

身体に障がいのある児童の生活能力を得るための医療（育成医療）、身体に障がいのある人の更生のための医療（更生医療）、精神に障がいのある人が入院しないで受ける医療（精神通院医療）の提供を県と連携しています。

本人や家族からの相談には個別に対応し、必要に応じ自立支援医療や障がい者サービスの利用につなげています。今後も制度の周知を図るとともに、関係機関との連携に努めます。

#### (5) 療養介護医療

医療を必要とし、常時介護を必要とする身体に障がいのある人に、医療施設から療養介護における医療の提供を行います。

地域に施設がないため、遠隔地にある施設との連携を密にし、利用者の状況に応じた対応が必要です。医療の必要な障がいがあり、常時介護の必要性が高い利用者が存在すると考えられるため、制度の周知を図るとともにサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。

## 6 地域生活支援事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

#### 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は単年度あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	1事業	1事業	1事業
	実績	1事業	1事業	1事業
<b>【実施状況と今後の課題】</b> 障害者週間（12月3日～9日）の時期に合わせ、「障がいのある人たちの作品展」を開催しています。今後も広報やホームページ、障害者週間の機会をとらえ、障がいに対する理解の普及・啓発活動を一層推進する必要があります。				

#### 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は単年度あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	1事業	1事業	1事業
<b>【計画値確保のための方策】</b> 障がいのある人、ない人の相互理解を深め、心のバリアフリーを促進するための事業を実施します。また、福祉懇談会や秩父地域自立支援協議会等を活用し、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいなどを含む。）をはじめ、身体障がい、知的障がい、その他の心身の機能の障がいや難病（特定疾患）等に対する理解を深めるための取組を実施していきます。			

## (2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

## 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は単年度あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	計画値	1事業	1事業	1事業
	実績	1事業	1事業	1事業
<b>【実施状況と今後の課題】</b> 障がい者福祉の増進を図り、障がいのある人の自立や社会参加を促進する自主的な取組を行っている団体に対し、補助金を交付しています。				

## 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は単年度あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	1事業	1事業	1事業
<b>【計画値確保のための方策】</b> 自主的な取組を行っている団体に対する運営支援を行います。			

### (3) 相談支援事業

#### ① 障害者相談支援事業（秩父地域自立支援協議会の運営含む。）

秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー（カナの会及び清心会）」や生活支援センター「アクセス」との連携を深め、身体障害者相談員・知的障害者相談員とともに障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。

また、秩父地域自立支援協議会等を活用し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議等を行うとともに、地域の相談支援体制の整備に努めます。

発達障がい、高次脳機能障がいのある人については、埼玉県発達障害支援センター「まほろば」や埼玉県発達障害総合支援センター、埼玉県高次脳機能障害者支援センター等との連携を密にし、専門性の高い相談支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人が65歳となり、障がい福祉サービスから介護保険制度のサービスに移行する際、適切なサービスの提供と切れ目のない相談支援体制が構築されるよう介護保険担当課や介護保険事業所との連携を強化します。

障がい者虐待への対応については、関係者との連携を強化し、相談支援体制の充実を図るとともに、虐待防止に向けた理解・啓発を推進し、虐待の未然防止と早期発見に努めます。

#### ② 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、困難ケースへの対応や相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を推進します。

#### ③ 住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

## 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は単年度あたり)

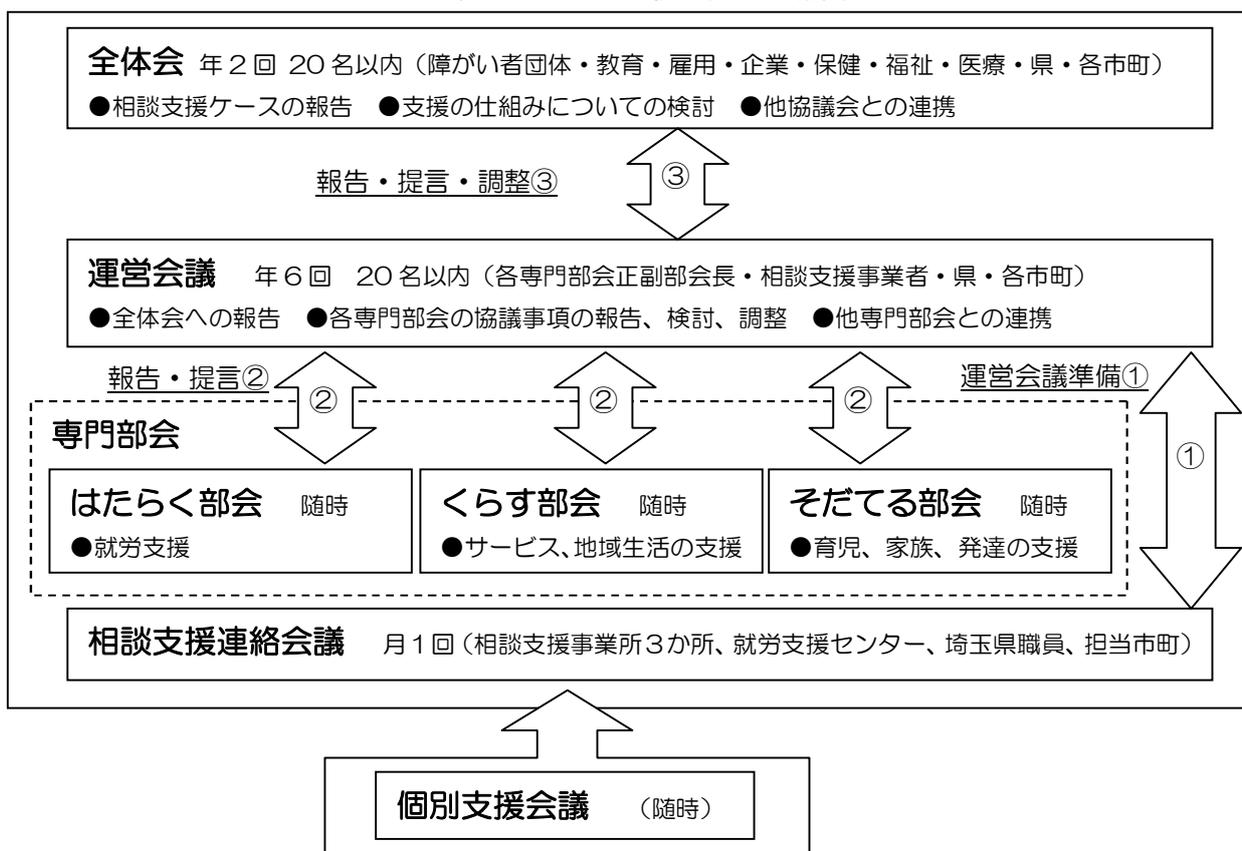
サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	計画値	3か所	3か所	3か所
	実績	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	3か所	3か所	3か所
	実績	3か所	3か所	3か所
住宅入居等支援事業	計画値	3か所	3か所	3か所
	実績	3か所	3か所	3か所
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>相談支援事業については、秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー（カナの会及び清心会）」や生活支援センター「アクセス」に委託して基本相談支援を実施しています。また、身体障害者相談員及び知的障害者相談員との連携も強化し、障がいのある人やその家族の相談に応じていく必要があります。</p>				

## 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は単年度あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	3か所	3か所	4か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	3か所	3か所	3か所
住宅入居等支援事業	3か所	3か所	3か所
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>秩父地域自立支援協議会等を活用し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議等を行い、基幹相談支援センターについては、総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う基幹として必要に応じて、広域的な取組ができるよう努めます。</p>			

■ 秩父地域自立支援協議会 相關図



■ 秩父地域自立支援協議会の概要

	個別支援会議	相談支援連絡会議	専門部会 (はたらく・くらす・そだてる)	運営会議	全体会
目的・内容	個人のニーズに添った支援を議論する会議	運営会議が円滑に進むよう、相談系事業所よりあげられる地域課題や案件等の整理など下準備を行う。	地域ニーズの充足を目指し、課題解決に向けた調査研究や社会資源の改善・開発の提案を図る会議	協議会の運営管理を行い、また、地域の情報や課題を集約し、整理・分析する会議	地域課題の情報共有を図り、協議会全体の計画、実績、方向性等を協議・確認するとともに専門部会で協議された事項や施策提案等について、意思確認を行う会議
メンバー	個人の支援関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所各事業所1名</li> <li>就労支援センター1名</li> <li>埼玉県職員1名</li> <li>関係市町職員1名</li> </ul>	1専門部会あたり部員10名程度 <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者関係団体</li> <li>教育関係機関</li> <li>雇用関係機関</li> <li>埼玉県職員</li> <li>企業</li> <li>保健関係機関</li> <li>福祉関係機関</li> <li>医療関係機関</li> <li>関係市町職員</li> </ul>	委員20名以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>各専門部会正副部会長</li> <li>相談支援事業者</li> <li>埼玉県職員</li> <li>関係市町職員</li> </ul>	委員20名以内 (関係機関の代表者レベル) <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者関係団体</li> <li>教育関係機関</li> <li>雇用関係機関</li> <li>埼玉県職員</li> <li>企業</li> <li>保健関係機関</li> <li>福祉関係機関</li> <li>医療関係機関</li> <li>関係市町職員</li> </ul>
開催等	随時	月1回	随時	年6回	年2回
主催	相談支援事業所 各市町障がい担当	担当市町事務局	担当市町事務局	事務局	事務局

## (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる認知症や知的又は精神等に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図るとともに、利用の促進に向けて制度の周知に努めます。

## 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は単年度あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	計画値	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
<b>【実施状況と今後の課題】</b> 成年後見制度利用支援事業については、成年後見制度の利用が普及する中、市町村長申立ての実績はありません。障がいのある人の権利擁護を図るとともに、利用の促進に向けた制度の周知が必要です。				

## 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は単年度あたり)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業		1人	1人	1人
<b>【計画値確保のための方策】</b> 利用の促進に向けた制度の周知を図るとともに、第4期計画の利用実績をもとに年1人の利用を見込みます。				

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、成年後見人など適正に業務を担う人材の育成に努めます。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は単年度あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	1件	1件	1件
	実績	1件	0件	0件
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>成年後見制度法人後見支援事業については、制度の啓発や担い手の育成のための研修会を実施していますが、研修会への参加者が少ないため、成年後見制度の周知等の啓発についても強化していく必要があります。</p>				

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は単年度あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	1件	1件	1件
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>制度の啓発や担い手の育成のための研修会を実施します。</p>			

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚機能、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

（数値は単年度あたり）

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画値	1件	1件	1件
	実績	0件	2件	0件
手話通訳者設置事業	計画値	1か所	1か所	1か所
	実績	0か所	0か所	0か所
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>意思疎通支援事業は、日常生活で手話通訳等が必要な聴覚障がいのある人等に対し、手話通訳者等を派遣する事業を埼玉聴覚障害者協会へ委託し実施しています。</p>				

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

（数値は単年度あたり）

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	1件	1件	1件
手話通訳者設置事業	1か所	1か所	1か所
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、埼玉聴覚障害者協会へ委託して実施し、第4期の利用実績をもとに年1人の利用を見込みます。手話通訳者設置事業は1か所での実施を図ります。</p>			

(7) 日常生活用具給付事業

重度の障がいのある人を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は単年度あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	計画値	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	0件
自立生活支援用具	計画値	1件	1件	1件
	実績	0件	1件	1件
在宅療養等支援用具	計画値	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	0件
情報・意思疎通支援用具	計画値	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	0件
排泄管理支援用具	計画値	180件	180件	180件
	実績	133件	117件	74件
住宅改修費	計画値	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	0件
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>日常生活用具については、重度障がいのある人の日常生活を円滑にするための用具を給付しています。なかでも継続的に必要とされる排泄管理支援用具の給付が高くなっていますが、計画値を下回る実績になっており、全体の約9割を占めています。また、排泄管理支援用具の給付を受けている人に対しオストメイトカードを配布し、災害時の応急的な対応に努めています。</p>				

## 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は単年度あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	1件	1件	1件
自立生活支援用具	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	180件	180件	180件
住宅改修費	1件	1件	1件
<b>【計画値確保のための方策】</b> 第4期において利用の実績がない事業についても、それぞれ1件の利用を見込み提供体制の確保を図ります。排泄管理支援用具については、オストメイトカードの配布とともに、最大180件の利用を見込みます。			

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

## 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は単年度あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
奉仕員養成事業	計画値	1人	1人	1人
	実績	5人	0人	2人
<b>【実施状況と今後の課題】</b> 手話奉仕員養成研修事業については、養成講座を平成27年から実施しています。今後も継続して講座を開催し、広域的に担い手の育成に努める必要があります。				

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は単年度あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
奉仕員養成事業	2人	2人	2人
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>毎年、養成講習事業を周知し、参加を呼びかけ、多くの終了者を育成するとともに、広域的な視点で担い手の育成に努めます。</p>			

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体・知的・精神に障がいのある人や障がいのある児童等を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を行います。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	計画値	10人	11人	12人
		100時間	110時間	120時間
	実績	7.3人	8.0人	7.5人
		73.4時間	71.9時間	74.3時間
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>移動支援事業については、障がいのある人の地域での自立した生活に必要な不可欠な事業です。</p>				

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は1か月あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	8人	9人	10人
	80時間	90時間	100時間
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>第4期の利用実績に基づくとともに、障がいのある人の高齢化も踏まえ、利用者の増加を見込みます。</p>			

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターⅠ型により、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進にかかる啓発等を推進し、本事業の機能強化を図ります。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は単年度あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センターⅠ型	計画値	1か所	1か所	1か所
	実績	1か所	1か所	1か所
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>地域活動支援センター事業は、地域に精神障がいのある人を主に対象とした施設が1か所のみとなっています。身体・知的障がいのある人を対象とした地域活動支援センター等、障がいの特性に応じた施設整備の検討が必要です。</p>				

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は単年度あたり)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センターⅠ型		1か所	1か所	1か所
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>秩父市内の事業所と連携して1か所で実施しており、第2期計画で必要な計画値を達成していますが、障がいの特性に応じた施設整備の在り方について検討していきます。</p>				

(11) その他の地域生活支援事業

① 紙おむつ給付事業

在宅で身体・知的に重度の障がいのある人等の地域生活を支援するため、紙おむつが必要な人へ配布します。

② 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な身体に重度の障がいのある人等を対象に、居宅に移動入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。

③ 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

④ 知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間職親（知的障がいのある人の更生援護に熱意を有する事業経営者等）に委託し、職場における定着性を高めるための生活指導や技能取得のための訓練や支援を行います。

⑤ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障がいのある人の体力増強、交流、余暇活動等に資するとともに、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室の開催や障がい者スポーツ大会への参加協力に努めます。

⑥ 芸術・文化講座開催等事業

障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、障がいのある人の作品展や音楽会等の芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作活動等に必要環境の整備や支援を行います。

⑦ 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。



[障がいのある人達の作品展]

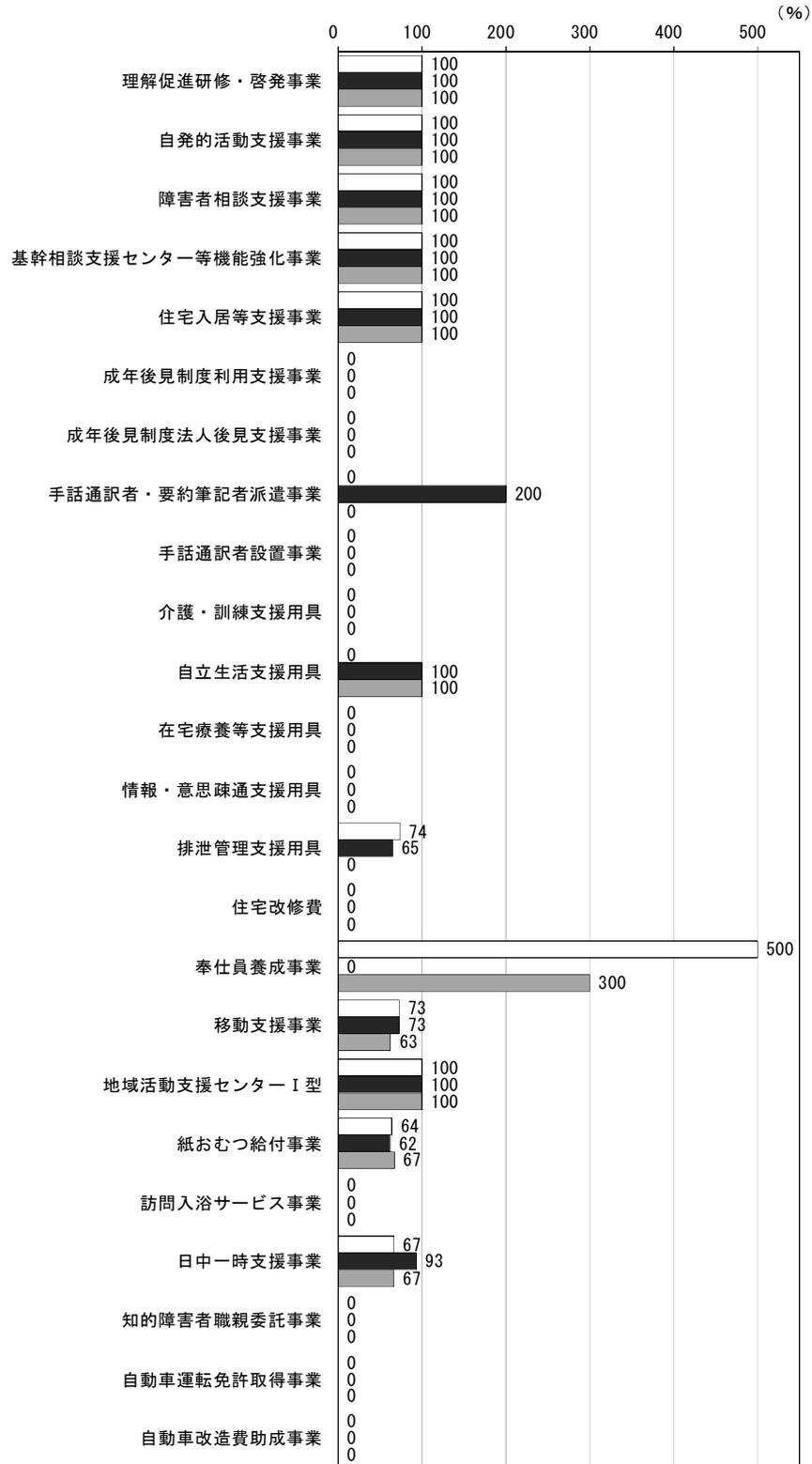
## 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
(数値は1か月あたり)				
紙おむつ給付事業	計画値	10.0人	10.0人	10.0人
	実績	6.4人	6.2人	6.7人
訪問入浴サービス事業	計画値	1.0人	1.0人	1.0人
	実績	0.0人	0.0人	0.0人
日中一時支援事業	計画値	3.0人	3.0人	3.0人
	実績	2.0人	2.8人	2.0人
知的障害者職親委託事業	計画値	1.0人	1.0人	1.0人
	実績	0.0人	0.0人	0.0人
(数値は単年度あたり)				
自動車運転免許取得事業	計画値	1.0人	1.0人	1.0人
	実績	0.0人	0.0人	0.0人
自動車改造費助成事業	計画値	1.0人	1.0人	1.0人
	実績	0.0人	0.0人	0.0人
<p><b>【実施状況と今後の課題】</b></p> <p>その他の地域生活支援事業については、在宅生活を支援するための事業として、紙おむつの給付が、全体で高い実績になっています。また、障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険サービスを利用している人も多いため、他の制度等と連携し、障がいのある人の社会参加を促進する柔軟な取組が必要とされています。給付実績のない事業については、利用の促進に向けた制度の周知が必要です。</p>				

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(数値は1か月あたり)			
紙おむつ給付事業	10.0人	10.0人	10.0人
訪問入浴サービス事業	1.0人	1.0人	1.0人
日中一時支援事業	3.0人	3.0人	3.0人
知的障害者職親委託事業	1.0人	1.0人	1.0人
(数値は単年度あたり)			
自動車運転免許取得事業	1.0人	1.0人	1.0人
自動車改造費助成事業	1.0人	1.0人	1.0人
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>第4期の実績に基づき見込むとともに、第4期に実績のない訪問入浴サービス等の事業についてもサービス提供体制の確保を図ります。</p>			

(12) 地域生活支援事業の実施率



平成27年度
  平成28年度
  平成29年度

※ 実施率=実績/計画値

## 7 成果目標

第5期計画に定める成果目標については以下のとおりです。

### (1) 福祉施設の入所者や精神病院入院者の地域生活への移行

区分	現状値	目標値
平成28年度末時点の入所者数	18人	
平成32年度末時点の入所者数		設定しない
地域生活移行者数		2人
地域生活への移行割合		11.1%
施設入所者の削減数		設定しない
施設入所者の削減割合		設定しない
<p>【現状の分析と今後の課題】</p> <p>施設入所者の重度化、高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が高まっています。</p> <p>今後、増加が予想される障がい者の地域移行に備え、住まいの場としてのグループホームや日常生活を支えるためのヘルパーサービス等のサービス基盤を町や、サービス事業所、近隣市町等が連携し、計画的な整備を行うため、支援人材の育成や地域生活を支えるための体制づくりを進める必要があります。</p>		
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>障がい者の地域生活を支えるため、グループホームやヘルパーサービス等のサービス基盤を整備するため、サービス事業所や秩父郡市内1市4町等と連携し、計画的な整備を行う支援人材の育成や地域生活を支えるための体制づくりを推進します。</p> <p>また、地域生活支援に移行した障がい者が身近な地域で相談、サービス利用等の支援が受けられるよう相談支援体制の整備に努めます。</p>		

(2) 精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	現状値	目標値
平成 32 年度末まで、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置		1
複数市町村による設置の場合の市町村数		5 市町
内訳		秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討、協議するとともに、秩父郡市内1市4町による合同設置についても検討を行います。</p>		

(3) 地域生活支援拠点等の整備

区分	現状値	目標値
平成 32 年度末まで、地域生活支援拠点の整備数		1
複数市町村による設置の場合の市町村数		5 市町
内訳		秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>支援を切れ目なく提供するための拠点整備等に向けて、地域支援のための拠点の整備や地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体勢等の整備を積極的に推進するとともに、秩父郡市内1市4町による合同設置についても検討を行います。</p>		

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

区分	現状値	目標値
平成28年度一般就労移行者数	1人	
平成32年度一般就労移行者数		2人
一般就労移行の増加割合		100.0%
<p>【現状の分析と今後の課題】</p> <p>一般就労を希望する利用者が少なく、また、受け入れる企業も多くないことから、企業向けの制度周知を行う必要があります。</p>		
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>福祉施設から一般就労への移行を促進し、就労意向支援事業所や関係機関と連携を図るとともに、「秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ」と協力し、一般就労を希望する障がいのある人が企業等で働く機会の拡大に努めます。</p>		

② 就労移行支援事業

区分	現状値	目標値
平成28年度末時点の就労移行支援事業利用者数	2人	
平成32年度末時点の就労移行支援事業利用者数		3人
就労移行支援事業利用者の増加割合		50.0%
平成32年度末時点の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合(%)		50.0%
<p>【現状の分析と今後の課題】</p> <p>就労移行支援事業については、年2人の利用がありますが、目標値を下回っています。一般就労への移行を進めるためには、計画相談支援事業を始め就労に携わる関係機関との連携強化も必要です。今後、計画的に就労移行を進めるためには、就労アセスメント体制の整備が早急に必要です。</p>		
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>就労移行支援事業については、福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労に向けたアセスメントのできる人材の確保を含めた就労アセスメント体制の構築に努めます。また、適正なサービス利用を進めるため、制度の周知を図るとともに計画相談支援の事業所を中心としたサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。</p>		

\* 《国の考え方》

- ・ 一般就労への移行者数：平成28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者：平成28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上【新設】

③ 就労定着支援事業

区分	現状値	目標値
就労定着支援事業開1年後の職場定着率 平成31年度末(%)		50.0%
就労定着支援事業開1年後の職場定着率 平成32年度末(%)		50.0%
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>現在、秩父地域内に就労定着支援を実施する予定の事業所がないことから、郡外の事業所の利用検討や既存事業所への制度周知を図るとともに、サービス提供基盤の構築のため関係機関との連携に努めます。</p>		

## 第11章 第1期障がい児福祉計画

### 1 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本方針

#### (1) 身近な場所で提供する体制整備

子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

同法に基づく教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

#### (2) 地域支援体制の構築

- ① 障害児通所支援等について、障がい種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域における支援体制整備を図ります。
- ② 児童発達支援センターについては、圏域において、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備を図ります。
- ③ 障害児通所支援及び障害児入所支援（秩父地域外の施設と連携）は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化を図っていきます。

### (3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ① 障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要になっています。また、障がい児の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、庁内においても町教育委員会及び子育て支援課等との連携体制を確保します。
- ② 障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設（秩父地域外の施設と連携）、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、庁内においても町教育委員会及び子育て支援課等との連携体制を推進します。

### (4) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

### (5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ① 重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるように、地域での支援体制の充実を図ります。

- ② 医療的ケア児<sup>※1</sup>についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図ります。

また、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、障害児通所支援事業所、障害児入所施設（秩父地域外の施設と連携）、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するものとします。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していきます。

- ③ 強度行動障がい<sup>※2</sup>を有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
- ④ 虐待を受けた障がい児等に対しては、心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

#### (6) 障害児相談支援の提供体制の確保、「子ども・子育て支援新制度<sup>※2</sup>」との連携

障害児相談支援は、障がいの疑いの段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がい者の相談支援と同様に、障がい児の相談支援についても、子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業<sup>※3</sup>」との連携を図りながら、質の確保と向上を目指して、支援提供体制の構築を図るものとします。

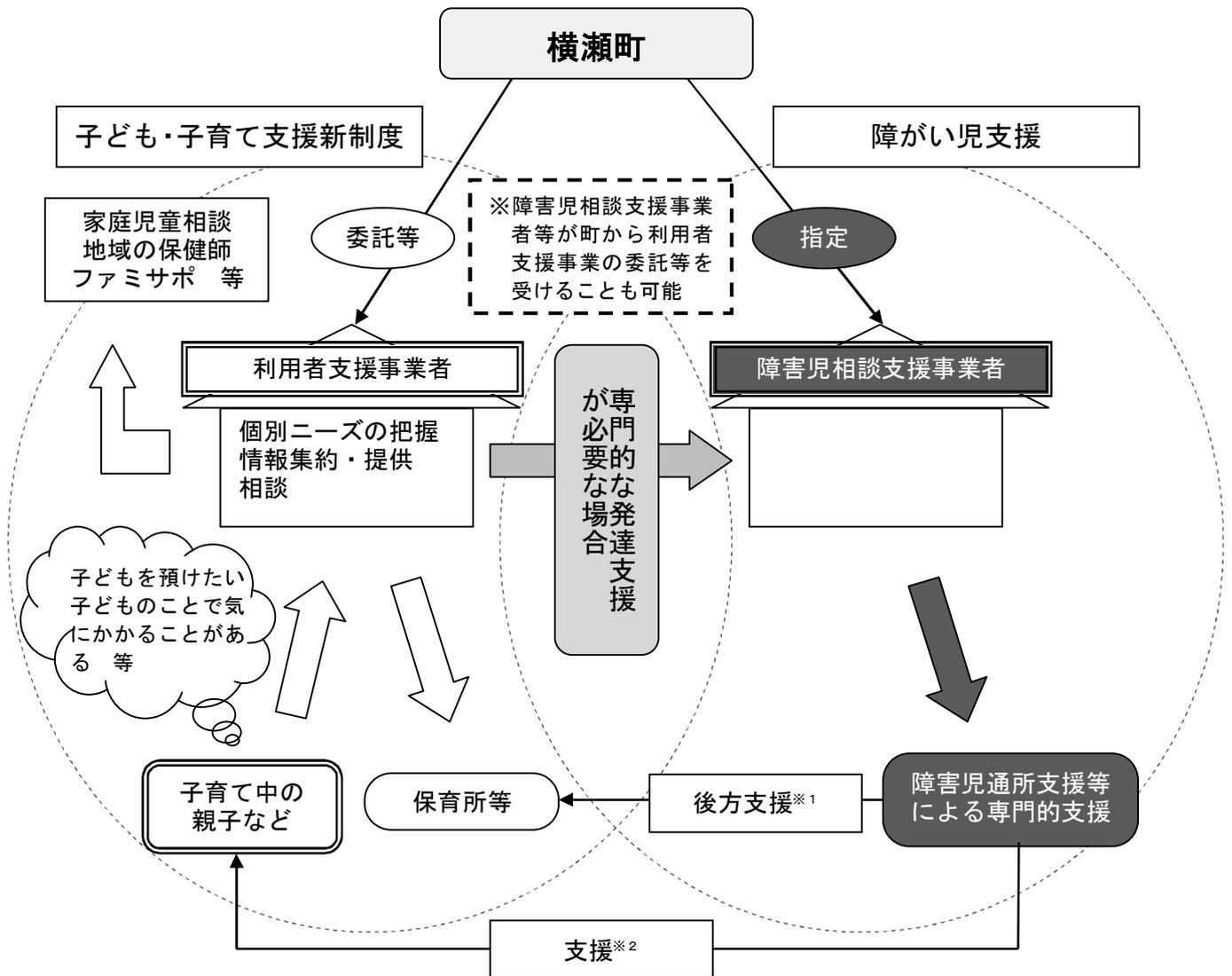
---

※1 医療的ケア児：先天的な病気や障がいを持って生まれ、人工呼吸器や経管栄養など医療的なケアを必要とする子どものこと。

※2 子ども・子育て支援新制度：子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業。

※3 利用者支援事業：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

■ 障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」との連携推進イメージ



※1 後方支援：保育所等訪問支援、児童発達支援事業所等が保育所等と連携して作成する個別支援計画、障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備の活用。

※2 支援：障害児等療育支援事業（自宅訪問による療育指導）の活用。

## 2 障がい児を対象としたサービス

### (1) 居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活に支障のある障がいのある人を対象に、ホームヘルパーが自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

### (2) 重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者（身体障がい）や重度の知的・精神の障がいにより著しい行動障がいを有する人を対象に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援、見守り等を総合的に行います。

### (3) 行動援護

知的・精神に重度の障がいのある人が行動するときに、自傷、異食、徘徊等による危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

### (4) 同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。

### (5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス等利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	計画値			
	実績	0.0人	0.0人	0.0人 <sup>※1</sup>
行動援護／同行援護 重度障害者等包括支援 【障がい児のみ】		0.0時間	0.0時間	0.0時間 <sup>※2</sup>
【実施状況と今後の課題】 対象となる児童が少ないため、現在のところ利用はありません。				

※1 平成29年度は4～5月のみ。以降同じ

※2 平成29年度は4～7月のみ。以降同じ

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護		1.0人	1.0人	1.0人
	行動援護／同行援護 重度障害者等包括支援 【障がい児のみ】	6.0時間	6.0時間	6.0時間
【計画値確保のための方策】 利用がない状況により、見込みについては、最低限度の数値を計上するものとします。				

(6) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護している人が病気等の理由で、一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

（数値は1か月あたり）

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所（ショートステイ） 福祉型【障がい児のみ】	計画値			
	実績	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日
短期入所（ショートステイ） 医療型【障がい児のみ】	計画値			
	実績	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日
【実施状況と今後の課題】 現在のところ利用はありません。				

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

（数値は1か月あたり）

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（ショートステイ）福祉型 【障がい児のみ】	1人	1人	1人
	4人日	4人日	4人日
短期入所（ショートステイ）医療型 【障がい児のみ】	1人	1人	1人
	4人日	4人日	4人日
【計画値確保のための方策】 利用がない状況により、見込みについては、最低限度の数値を計上するものとします。			

## (7) 障害児相談支援

自立した生活を支え、障がいのある児童の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行います。対象者は、児童発達支援、放課後デイサービス、障害児通所支援を利用する児童です。

## ① 障害児支援利用援助

児童の保護者から依頼を受けた指定障がい児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」の作成を行います。

## ② 継続障害児支援利用援助

指定障害児相談支援事業者が、一定期間ごとに、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

## 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は単年度あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児支援利用援助	計画値	4人	4人	4人
	実績	2.0人	2.0人	0.0人
継続障害児支援利用援助	計画値	4人	4人	4人
	実績	2.0人	4.0人	5.0人
<p><b>【実施状況と今後の課題】</b></p> <p>障害児相談支援については、保健師との連携のもとで作成されるセルフプランは0件で、すべて民間事業者により計画が作成され、児童通所支援の利用に合わせ利用実績がある状況です。計画相談支援と同様に、民間事業者の参入が少なく、児童の計画が作成できる相談支援専門員の確保が難しい状況です。児童がサービスを利用し、ライフステージに合わせた支援を進めるためには、児童計画相談の充実が必要となっています。</p>				

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は単年度あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児支援利用援助	2人	3人	4人
継続障害児支援利用援助	5人	6人	7人
障害児相談支援	6人	6人	6人
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>障害児相談支援については、適正なサービス利用を進めるため、制度の周知を図るとともに児童の相談支援体制づくりの構築に努めます。</p>			

(8) 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の体系になります。

① 児童発達支援

児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供します。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

就学している児童に対し、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供します。

④ 保育所等訪問支援

保育所その他の集団生活を営む施設等に通う児童に対し、当該施設を訪問し、当該施設における児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供します。また、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのある児童の家を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。

## 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

(数値は1か月あたり)

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	計画値	3人	3人	3人
	実績	1.5	2.0人	1.0人
医療型児童発達支援	計画値	0人	0人	0人
	実績	0.0人	0.0人	0.0人
放課後等デイサービス	計画値	1人	1人	1人
	実績	0.9人	2.6人	3.5人
保育所等訪問支援	計画値	0人	0人	0人
	実績	0.0人	0.0人	0.0人
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>児童発達支援については、利用者の転出等により、計画値に対し実績は下回っています。療育支援を必要とする希望は多いですが、地域に事業所が少ないため、必要な支援ができていない状況があります。</p>				

## 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

(数値は1か月あたり)

サービス種別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	1人	2人	2人
医療型児童発達支援	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	4人	5人	6人
保育所等訪問支援	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	1人	1人	1人
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>児童発達支援については、町主催の「乳幼児健診事後指導教室」をはじめとする療育支援事業等を活用するとともに、保健センター、保育所、幼稚園等の関係機関や県と連携し、発達支援マネージャーや発達支援コーディネーター等の育成に努め、必要な支援に向けて取り組みます。また、既存の事業所をはじめ相談支援事業所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の維持ができるよう支援に努めます。なお、利用のないサービスについては、最低限度の数値を計上するものとします。</p>			

### (9) 障害児入所支援

障害児入所支援は、現行の障がい児入所施設が、医療の提供の有無により、福祉型障害児入所支援又は医療型障害児入所支援のどちらかに移行します。

#### 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

##### 【実施状況と今後の課題】

秩父地域には福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援の施設がないため秩父地域外の施設と連携し支援を行いました。

#### 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

##### 【計画値確保のための方策】

秩父地域外の施設と連携、調整し計画値を確保します。

#### ① 福祉型障害児入所支援

障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

#### 【第4期障がい福祉計画の取組状況】

##### 【実施状況と今後の課題】

秩父地域には福祉型障害児入所支援の施設がないため秩父地域外の施設と連携し支援を行いました。

#### 【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

##### 【計画値確保のための方策】

秩父地域外の施設と連携、調整し計画値を確保します。

② 医療型障害児入所支援

知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、治療等を行います。

【第4期障がい福祉計画の取組状況】

【実施状況と今後の課題】

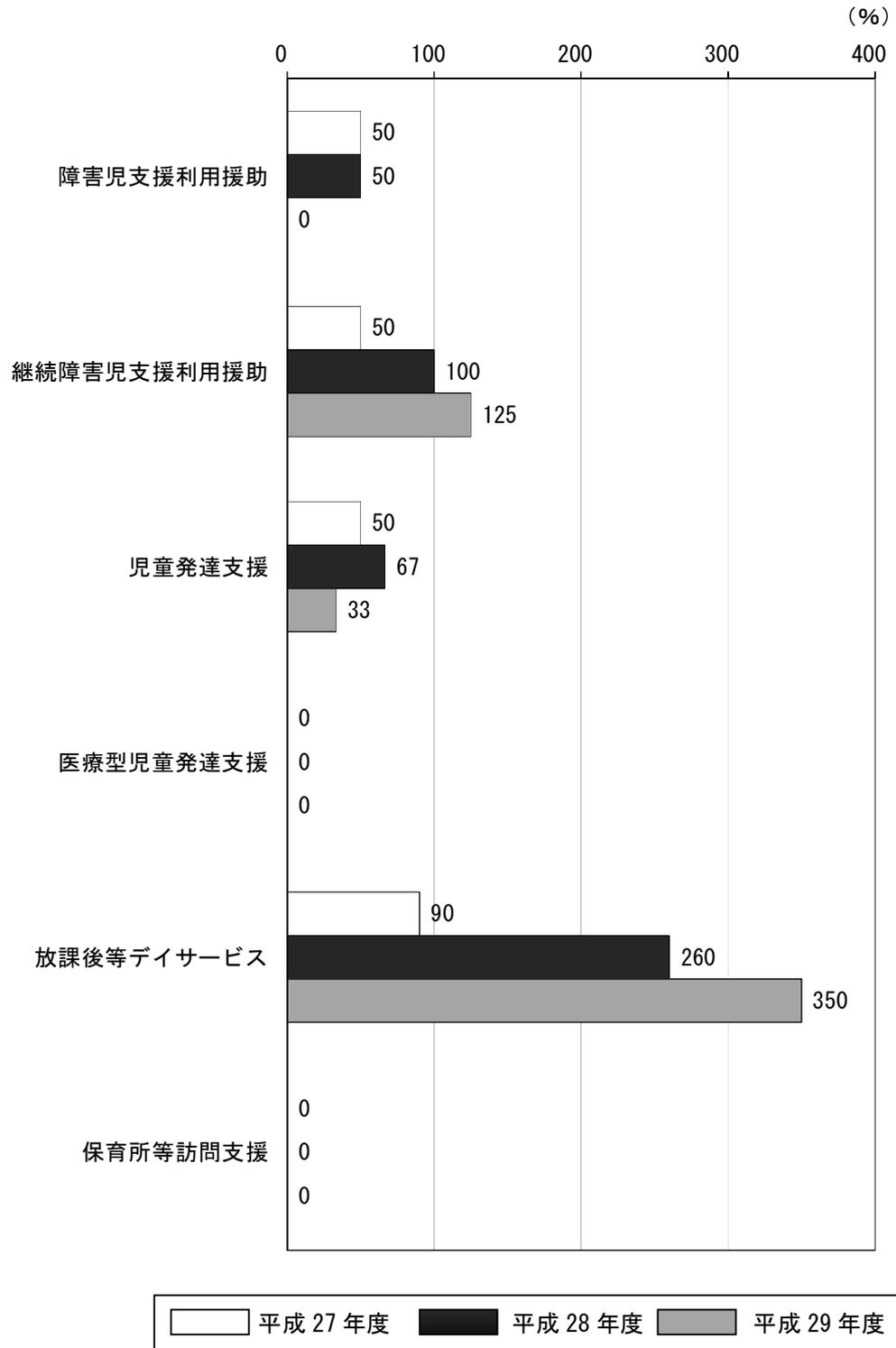
秩父地域には医療型障害児入所支援の施設がないため秩父地域外の施設と連携し支援を行いました。

【第5期障がい福祉計画サービス提供計画値】

【計画値確保のための方策】

秩父地域外の施設と連携、調整し計画値を確保します。

(10) 障がい児を対象としたサービスの実施率



※ 実施率＝実績/計画値（ひと月あたりの利用人数）

### 3 成果目標

第1期障がい児福祉計画に定める成果目標については以下のとおりです。

#### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、平成32年度末までに、広域による児童発達支援センターの設置を目指します。
- ② 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を推進します。

#### (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置を検討します。

#### (3) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に努めます。

#### (4) 放課後等デイサービスガイドラインの活用

放課後等デイサービスの質の向上を図るため、平成27年4月に国が策定した放課後等デイサービスガイドラインの活用を図ります。

第11章 第1期障がい児福祉計画

区分	現状値	目標値
平成32年度末まで、児童発達支援センターの設置数		1か所
平成32年度末まで、保育所等訪問支援の体制の構築		1か所
平成32年度末まで、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数		1か所
平成32年度末まで、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数		1か所
平成30年度末まで、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置数		1か所
複数市町村による設置の場合の市町村数		5市町
内訳		秩父市・横瀬町・皆野町・ 長瀬町・小鹿野町
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携強化を図り、既存事業所や相談支援事業所等と協力し、設置基盤の整備に努めます。</p> <p>また、単独での設置が難しいことから、秩父郡市内1市4町へ働きかけるなどし、合同設置について検討を行います。</p>		

(5) 受入体制の整備

町は、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障がい児の受入の体制整備を行います。

(数値は単年度あたり)

施設名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	計画値	2人	2人	2人
	提供体制	1か所	1か所	1か所
認定こども園	計画値	1人	1人	1人
	提供体制	1か所	1か所	1か所
認可外(地方単独事業) ※1	計画値	0人	0人	0人
	提供体制	1か所	1か所	1か所
放課後児童健全育成事業 ※2	計画値	4人	4人	4人
	提供体制	1か所	1か所	1か所
<p>【計画値確保のための方策】</p> <p>保健センター、保育所、幼稚園等の関係機関と連携し、発達支援マネージャーや発達支援コーディネーター等の育成に努めるとともに、障がい児の受入の体勢整備について検討を行います。</p>				

※1 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

※2 子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載

## 第12章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内推進体制の確立

本計画の内容は町行政の広範な分野にわたっているため、福祉・保健の分野を中心に関係各課による庁内の推進体制を確立し、既存施設の効果的な利用とサービスの充実に努めます。

#### (2) 国・県・近隣市町との連携

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・県・近隣市町との連携を図るとともに、秩父郡市内1市4町で協議を進めながら総合的な施策の推進に取り組めます。

#### (3) 当事者団体等との連携

本計画における施策の推進にあたっては、秩父地域自立支援協議会をはじめ、各当事者団体や障がいのある人々の意見に配慮しながら推進していきます。

#### (4) 関係機関及び事業者等との協働

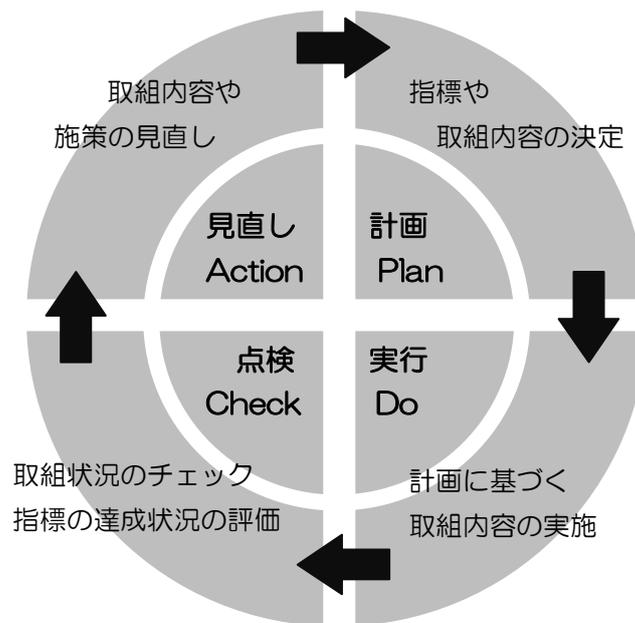
この計画を推進していくためには、行政のみならず、ボランティア、各事業所、各関係機関等、そして、地域の人々の協力と参加が必要です。それぞれが役割を分担しながら、緊密に連携・協力し、地域の中で障がいのある人が自立して生活できるよう、支援体制の構築を図ります。

## 2 計画の進行管理と評価

### (1) 計画の進行管理

秩父郡市での広域的な地域自立支援協議会を設置し、本計画にかかる施策・事業の円滑な推進を図るとともに、進捗状況の把握と評価を行い、障がいのある人のニーズに沿ったサービスの確保に努めます。

障がい福祉サービスにおける成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルのプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策の実施状況も踏まえながら分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。



### (2) 計画値確保の方策

障がい福祉サービスについては、本計画に定めたサービス計画値の確保を図るため、希望する利用者の把握と、提供するサービスの周知に努めるとともに、近隣市町にある事業所や施設との調整によりサービスの充実を図ります。

地域生活支援事業については、既存サービスの一層の充実を図るとともに、関係機関・団体等と連携し、必要な人材の確保に努めます。

就労に関しては、ハローワーク等との連携による障がい者雇用に対する理解促進に努め、障がいのある人の自立を支援する環境づくりを推進していきます。

## 資料編

### 1 横瀬町障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 1 日

告示第 27 号

改正 平成 20 年 6 月 23 日告示第 46 号

平成 20 年 12 月 1 日告示第 60 号

平成 25 年 4 月 1 日告示第 42 号

平成 29 年 8 月 23 日告示第 42 号

横瀬町障害者福祉計画策定委員会設置要綱（平成 9 年告示第 36 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 横瀬町障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）の策定をするため、横瀬町障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 障がい者計画等の策定に関すること。
- （2） その他障がい者計画等の策定に関し、必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員は、15 名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験を有する者、福祉関係団体の代表者、町民生児童委員、町社会福祉協議会の職員、関係行政機関の職員、福祉施設関係者及びその他住民の代表者の中から町長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、審議が終了するまでの期間とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、健康づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年告示第 46 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年告示第 60 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 42 号）

（施行期日）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 42 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

## 2 横瀬町障がい者計画等策定委員会名簿

(順不同・敬称略)

所 属 等	氏 名	備 考
横瀬町議会議員	◎ 大野 伸恵	副議長
横瀬町区長会	○ 町田 邦明	副会長
松田医院	松田 直行	松田医院 院長
横瀬町身体障害者福祉会	浅見 高正	会長（身体障害者相談員）
横瀬町民生委員・児童委員協議会	町田 祥明	障がい者福祉部会部会長
秩父公共職業安定所	榊田 由香	統括職業指導官
埼玉県立秩父特別支援学校	大島 みゆき	教諭（特別支援教育 コーディネーター）
埼玉県秩父福祉事務所	宮谷 公一	副所長
埼玉県秩父保健所	戸森 良江	担当部長
特定非営利活動法人 千笑の会	小泉 通子	代表理事
さやかサポートセンター フレンドリー	高梨 裕美	主任
医療法人 全和会 生活支援センター アクセス	新井 康代	施設長
横瀬町社会福祉協議会	石黒 ひとみ	主事
住民代表	田端 啓二	知的障害者相談員
住民代表	久保 明夫	公募委員

◎委員長 ○副委員長

### 事 務 局

横瀬町役場 健康づくり課	小泉 明彦	課長
横瀬町役場 健康づくり課	坂本 美奈子	主幹
横瀬町役場 健康づくり課	山中 信博	主査
横瀬町役場 健康づくり課	若林 一嘉	主事

第4期横瀬町障がい者計画

第5期障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画

(平成30～32年度)

すべての町民が ふれあい とともに生きる 心豊かな地域づくり

---

発行年月 平成30年3月

発行 横瀬町

編集 横瀬町 健康づくり課

〒368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地

TEL：0494-25-0116（直通）

FAX：0494-21-5155（直通）

E-mail：kenkou@town.yokoze.saitama.jp